

會報

大正十五年三月發行

第五號

新潟縣社會事業協會

特



始



目次

社會事業協會の目的と其の事業.....會長 新潟縣知事 三 松 武 夫
 社會事業大觀.....幹事長 新潟縣社會課長 朝比奈 策太郎

一、沿革.....一

二、會務.....一

三、事業ノ大要.....六

1、新潟養老院.....七

2、新潟縣社會事業協會職業紹介所.....二

3、生業資金貸附事業.....二

4、生活改善子供洋服裁縫講習會並社會事業講演會.....三

5、社會奉仕金募集.....一五

6、女工保護事業.....三三

7、簡易託兒所設立ニ關スル調査.....三四

會則.....三七

生業資金貸附規程.....四一

大正十三年度歳入歳出決算.....四六

大正十四年度歳入歳出豫算..... 四

職業紹介所成績報告..... 六三

附 録

職業紹介法..... 一〇五

職業紹介法施行期日ノ件..... 一〇七

職業紹介法ノ一部施行期日ノ件..... 一〇七

職業紹介法施行令..... 一〇七

現在 役員..... 一〇九

社會事業協會の目的と其の事業

會長 新潟縣知事 三 松 武 夫

人文の開発、時運の進展、經濟事情の變遷に伴ひ、社會上に種々の缺陷を招徠するは勢の免れざる所である。

苟も個人相集りて社會を組織する以上は、其の一部に缺陷を生じ又は生きんとするの虞ある場合に於て之が防遏救治に努むるは社會全體の責任にして、政府といはず、公共團體といはず、將た個人といはず、何れも皆連帶協同して其の責に任せなければならぬ。單に之れを從來の如く少數篤志家、若くは私設團體の施爲に一任し、或は又之を國家若くは公共團體に偏依すべきでない事は勿論である。須らく富めるものは其の富を以て、力あるものは其の力を以て、學識あるものは其の學識を以て、經驗あるものは其の經驗を以て、各協力して應分の努力を爲さなければならぬ。本協會は叙上の精神に基きて各種の社會的缺陷を科學的に研究し、之れが對策を講ずると共に社會事業の聯絡機關となり且つ又其の實況を調査し斯業團體を指導誘掖して其の健全なる發達を促し、更に進んで之に關する行政を翼賛することを以て其の主たる目的とするものである。

從て此の目的を達成せんがためには協會の當事者は常に時世の變遷と社會の推移とに深甚の注意をな

持109
22

し如何なる施設を急務とするか、各種の社會事業が果して地方的民衆生活の實際的要求を充足しつゝあるやを篤と考慮せなければならぬ。然し如何に當事者が熱心其の事に執掌することも縣民の理解と援助とがなければ其の成績を擧げ社會の福利を増進し所謂よりよき社會を構成することは出来ないと思ふ。

第五回會務報告を發行するに際し聊か本會の目的を述べ縣民各位の理解ある同情に訴へ斯業の發展を企圖せんとするものである。

社會事業大觀

幹事長 新潟縣社會課長 朝比奈策太郎

社會生活が比較的單純なる時代には社會事業も單純であるが、文化の進展に伴ひて社會の状態が複雑となれば社會事業も亦單純なることを許さないのである。

輓近社會事業が長足の進歩をなし蔚然として勃興の氣運に際會したのも當然の事理であると思ふ。試みに全國に於ける社會事業團體の數を見るに約三千と云ふ多數に上り、本縣下のみにも實に百有餘を數へ得るの状態である。

此等の社會事業團體中には古くより設立せられたるものもあるが、大正七、八年以來物價の騰貴、住宅の沸底等に依り招徠せられたる生活上の不安を解決緩和するために施設せられたるものが多いから、公益職業紹介所、職業補導所、公設市場、簡易食堂、共同宿泊所、公設浴場、公設質屋、公營住宅等の經濟的保護事業は極めて最近に於て格段の發達をなしたのである。

社會事業を觀察するときに見過することの出来ない事柄は思想問題である。大戦後經濟界の激變に伴つて思想上にも一大動搖を興へ、勞働爭議其他社會階級の反目軌轢を激成すべき事件が少なからず發生したため、之を緩和し善導するの必要上勞資協調事業、同胞融和事業、借地借家調停事業、法律相談

所の事業が起り、又一面には國民精神荒怠弛緩、風紀の頹廢を匡救し實質剛健の精神を振作するため少年團、青年團、處女會、婦人會等の社會教化事業を始めとし、運動場及水泳場等の設置、山岳會、海濱轉地、旅行クラブ等の設立並圖書館の増置、音樂演藝の公開等の事業が盛んになつて來たのである。

併し成人を対象とする幾多の施設は緊要のことではあるが、國家社會の將來を慮るときは尙根本的になすべきものがあるといふ要求から兒童保護の精神が非常に高調せられ、從來の孤兒院、育兒院を以ては不充分なりとして産院、乳兒保育院、晝間保育の託兒所、兒童遊園、兒童俱樂部等連りに設立せられ更に進んでは兒童健康相談所、少年職業相談所、兒童轉地療養所、林間學校、母の家等の事業が起つて來た。又最近に於ては社會を淨化するが爲不良少年少女等に對する感化矯正の事業、隣保事業、方面委員制度等も採用せられて世人の注目を惹くに至つた。

我が國社會事業の趨勢は大要前述の如き状態であつて、一々枚舉に遑ないが、其の施設の種類が漸次増加し其の範圍が擴大し其の内容が充實しつつあるのは事實である。

翻つて本縣の施設に就いて見るに、何れも大に進歩改善せられたるの跡顯著なることを知り得るのであるが、併し其の質に於ても其の量に於ても更に一大飛躍をなすべきの秋であると思ふ。

社會事業の沿革を按ずると從來の消極的救濟事業より一轉して文化の惠澤を均一に享受し社會政策的見地を多分に含んだ積極的豫防的防貧事業が盛んになつて來て居るやうである。従て社會事業は今や已に從來の如く慈善とか救濟とか云ふ言葉にては當筈まらぬやうになつた。隨て今日社會事業といふ語に平易なる定義を下すならば、此の同一社會に於て比較的不幸不利益の状態にある個人又は階級を保護し

てより幸福な状態、より有利なる状態に至らしめるもの、換言すれば成るべく文化の恩澤を普遍的に受けしめ水平線以下に在る者を水平線上まで引上げる事を目的とする事業であると謂ひ得ると思ふ。

社會事業の目的及範圍は如斯廣汎になり、従て從來の如く篤志家や私設團體にのみ一任することが出來ないやうになり、社會全體の責任として實行せねばならぬ時となつた。之れ社會政策の見地より國府縣市町村等が漸次此の種の施設を經營するに至つた次第である。

併し事業の性質上或は公共團體以外の施設に俟つを便宜とするものも少くない。従つて此等各方面の聯絡を計る機關の必要を感得するものである。

我が新潟縣社會事業協會は此の種の要求によりて出現したものであるが、縣民の協力に依り星霜茲に十年を送り鋭意其の使命の達成に努めて居るが、更に一大活躍をなすが爲には縣民の深厚なる理解と援助とに俟たねばならない。

茲に大正十五年度を迎ふるに衝り社會事業大觀を録し縣民が此の事業に對して滿腔の聲援を與へられんことを切望する次第である。

一、沿革

本會の前身は新潟縣慈善協會と稱す、慈善協會は元本縣知事渡邊勝三郎氏の熱心なる唱導に依り、縣下に於ける慈惠救済に關する思想の普及及各種慈惠救済事業の改善發達を圖るを目的とし、大正七年七月設立せられたるものにして、會員組織を以て成り會長には、歴代の本縣知事を推戴し、大正八年四月渡邊知事轉任後太田知事之に代り會長となり、越えて大正十一年四月會名を「新潟縣社會事業協會」と改め本會經營の事業として、大正十二年一月鰥寡無告の老者を救済せむが爲、新潟養老院を新潟市古町通十三番町に設置し小原知事會長就任後、大正十三年十一月に至り多年本協會の懸案たりし、公設無料職業紹介所を新潟養老院敷地内に建設したる外、無資産有爲の士に對して生業を得せしめ以て充分なる活動を爲さしむるため、生業資金貸付事業を開始し、大正十四年十月小原知事辭任に付、三松知事を會長に推し以て現今に至れり。

二、會務

創立以來の會務概要左の如し。

一、大正七年度に於て盲啞學校優良卒業生三名及新潟學園退園生中成績優良なる者八名に對し金品を贈り之を表彰す

一、大正八年度に於て文部省主催夏季講習會出席の盲啞學校教職員五名に對し受講費各貳拾圓を補助す
一、大正八年八月十八日縣下長岡市立表町小學校に於て本會第一回總會を開催し引續き社會事業功勞者に對し記念品贈呈式を舉行せり其の概況左の如し

午前九時より長岡市立表町小學校に於て總會を開きたるに定刻前より參會する者約百五十名に達す當日の會長代理副會長高橋内務部長、副會長中野貫一、常務理事石田地方課長、松山、坂本、山中佐藤、松浦、富山、三浦各理事、宮川、金子兩評議員等臨席したり總會後直に記念品送呈式に移れり當日表彰せられたる者左の如し

- 長谷川一詮 堀 小太郎 富山虎三郎 金子徳十郎
- 土田義範 山本晋 赤澤鍾美 佐藤貞三郎
- 宮川文平 宮越辰太郎

本縣知事の祝辭あり其の他來賓總代長岡市長の祝辭、推獎者代表清水佳之助氏の謝辭ありて式を閉づ次で左記諸氏の實驗談ありたり

- 金子徳十郎 富山虎三郎 土田義範 赤澤鍾美
- 佐藤貞三郎 松山爲治

當日午後一時講演會開催左記講演ありたり

慈善協會の事業 石田地方課長

救濟事業の趨勢 高橋内務部長

縣下救濟施設の一斑 三浦救濟主事

少年裁判法に就て 高田法學士

右講演會は午後四時半閉會す聽講者約四百名

- 一、大正九年一月二十八日内務省主催社會事業講習會受講者一名に對し金貳拾五圓補助す
- 一、同年二月十一日内務大臣より選獎狀及金百圓を受く
- 一、同年三月二十一日成績優良なる盲啞學校生徒五名育兒院々兒二名の表彰を爲し賞品を贈呈せり
- 一、大正十年二月十一日宮内省より金百圓を下賜せらる
- 一、同年九月高田盲啞學校創立三十年記念式に際し同校功勞者二名に對し記念品を贈與せり
- 一、大正十一年三月成績優良なる盲啞學校卒業生六名を表彰し賞品を贈與せり
- 一、同年四月十二日の評議員會に於て本會を新潟縣社會事業協會と改稱す
- 一、同年四月二十日縣下社會事業團體協議會を機とし總會を開催せり
- 一、同年十月十三日養老院上棟式を行ひ十二月末日竣功す
- 一、宮内省御下賜金

新潟縣社會事業協會

今般其事業獎勵ノ爲特ニ金五百圓下賜候事

大正十二年二月十一日

一、内務大臣助成金

宮 内 省 印

四

社會事業ニ關シ從來盡力スル所尠カラス今般尙一層淬勵シテ其ノ効果ヲ收メムコトヲ望ム仍テ
茲ニ事業助成トシテ金千圓ヲ下付ス事業費ニ充當スヘシ
大正十二年二月十一日

内務大臣正三位勳一等 水野鍊太郎

一、宮内省御下賜金

今般其事業御獎勵ノ爲メ特ニ金五百圓下賜候事

新潟縣社會事業協會

大正十三年二月十一日

宮 内 省 印

一、内務大臣助成金

社會事業ニ關シ從來盡力スル所尠カラス今般尙一層淬勵シテ其ノ效果ヲ收メムコトヲ望ム仍テ
茲ニ獎勵金ヲ下付ス
大正十三年二月十一日

新潟縣社會事業協會

大正十三年二月十一日

内務大臣正三位勳一等 水野鍊太郎

一、大正十三年六月二十五日評議員會に於て本會々則を改正せり
一、同年十一月十六日午前十時より新築職業紹介所に於て本會總會を開き引續きて職業紹介所開所式舉行正午盛況裡に式を了へ午後一時より日本赤十字社新潟支部樓上に於て社會事業講演會開催關口社會課長の開會の挨拶に次で内務省社會局囑託小澤一氏の「近代社會事業の傾向」と題する講演並桑原社會主事佐藤貞三郎氏等の經驗談ありたり

新潟縣社會事業協會

一、宮内省御下賜金

今般其事業御獎勵ノ爲メ特ニ金參百圓下賜候事

大正十四年二月十一日

宮 内 省 印

一、内務大臣助成金

社會事業ニ關シ從來盡力スル所尠カラス今般尙一層淬勵シテ其ノ效果ヲ收メムコトヲ望ム仍テ
茲ニ助成金ヲ下付ス
大正十四年二月十一日

新潟縣社會事業協會

五

内務大臣正四位勳一等 若槻禮次郎

一、大正十四年四月二十八日評議員會開催出席二十六名決議事項左の如し

1、大正十四年度歳入歳出豫算

2、大正十三年度決算報告ノ件

3、御下賜金管理方法ニ關スル件

4、會員募集ニ關スル件

5、基金造成ニ關スル件

一、同年五月十三日より十六日に至る四日間東京市芝公園増上寺其の他に於て開催の財團中央社會事業

協會主催第七回全國社會事業大會に本會より桐生書記出席

一、同年五月二十一日北蒲原郡安田村大字保田齋藤彦太郎氏より社會事業並社會教化費として金五千圓

指定寄附

一、同年七月二十四日東京に於て開催の嫁姆講習受講者新潟保育園嫁姆小澤ヨシに對し金參拾圓補助す

一、同年十一月十日某氏より本縣女工保護組合振興費として金壹千五百圓指定寄附

三、事業の大要

1、新潟養老院

位置

新潟市古町通り十三番町濱浦市立北濱病院の西南の砂丘に建つ、敷地約三百七十坪、建坪五十五坪の平家造りにして間数は事務室とも七間を有す

この附近一帯高臺にして老松古木直立參差し自から一の風趣を添ふ

若しそれ前庭に立たむか、新潟市の大半は雙眸の内にこれを觀るを得べく、遠く信濃川を越へて遙かの東方には羽越の連山蜿蜒蛇として越後平野の一端を圍繞し秀峰將に天を摩す、眞にこれ好適の地と謂ふを得べし

開院以來收容したる人員

大正十二年一月二十七日開院以來同十四年十二月三十一日に至る收容人員

取 扱 人 員		總 延 人 員		備 考
男	女	男	女	
計	計	計	計	
二四	三二	五六	五、一二三	一〇、四三五
				一五、五五八
				收容者ハ嫁寡孤獨ノ老若

大正十二年九月一日關東大震災避難者救護人員

期 日	取 扱 人 員		計	總 延 人 員
	男	女		
自九月十四日 至同月十七日	一三	四	一七	三六

大正十四年十二月三十一日現在收容人員

男	四	女	一三	計	一六
---	---	---	----	---	----

衛生及待遇

食事は常に新鮮なるものを用ひ、風呂は隔日位に沸かし院内のものゝみに止まらず、附近の生計豊かならざる人々にも廣くこれを開放し、尙病者に對しては速に醫師の診療を受けせしめ、その多くは醫科大學附屬病院に於て診療を受けつゝあり、其他衛生事項に關しては特に留意し、時々寢具、衣類等は日光消毒或は洗濯をなし、特に消毒を要する場合には縣衛生會に依頼しこれを消毒しつゝあり。

娛樂慰安

當院に收容する人達はみな無告の老者なるが故に時々近隣篤志の宗教家に依頼して法話を聽かせ、或蓄音器等を用ひてこれを慰め、その他祭日、彼岸、正月等には相當のご馳走を食せしめ理事の小林門平

夫妻及炊婦一名をして専ら其の世話を爲さしめ懇切を旨とせり。

篤志家の寄贈

- 一、大正十二年二月二十四日新潟市湊町一齋藤ノブ子より亡夫追善に際し白米壹斗寄贈
- 一、同年三月十六日新潟高等女學校卒業生見學に際し菓子料として金五圓寄贈
- 一、同年十月二十一日新潟市湊町笹川加十二氏夫人ミサ子篤志解剖記念として金拾圓寄贈
- 一、同年十一月二十一日故阪口仁一郎氏遺族より金五拾圓寄贈
- 一、同年十二月十六日新潟市役所より左記物品寄贈
 - 一、古浴衣大小取合 四十六枚
 - 一、古晒 足袋 九十三足
 - 一、古シャツ、股引 三十七足
- 一、同年十二月二十八日愛國婦人會の寄贈に係る金貳拾八圓收容者十四人へ新潟市役所より交附外に五合板餅、腰巻、サルマタ等の寄贈あり
- 一、大正十三年三月十八日新潟高等女學校卒業生二百餘名の見學に際し菓子料として金五圓寄贈爾後年々如例
- 一、同年八月十三日新潟市内西大畑某氏より左記物品寄贈、大正十四年八月十三日亦如斯、某氏は益暮には必ず寄贈せらるゝ篤志家なり

- 一、浴衣 五枚
- 一、白玉粉 二十本
- 一、砂糖 五斤
- 一、腰巻、サルマタ 二十筒
- 一、其他菓子等
- 一、同年十二月二十八日愛國婦人會より寄贈の金貳拾六圓收容者十三人へ新潟市役所より交附
- 外に腰巻、サルマタ、板餅五合宛寄贈
- 一、大正十四年八月十三日川上縣土木課長より金貳拾五圓寄贈
- 一、同年十二月十二日紅白鏡餅一ヶづゝ十六人分皇孫殿下御命名式記念として富山虎三郎氏より寄贈
- 一、同年十二月二十八日收容者十六人に對し左記金品新潟市役所より交附
 - 一、一升鏡餅 十六筒
 - 一、フランネル大巾四尺 十六包
 - 一、金 貳圓 十六封
 - 一、金壹圓五拾錢 十六封
 - 一、金 壹圓 十六封
- 一、同年十二月三十一日新潟市内西大畑某氏より年々の例としてフランネル四尺物十枚、サルマタ五枚寄贈

- 一、大正十五年一月二十五日故横尾彦太郎氏未亡人の遺言に依り金六拾圓寄贈
- 一、同年二月十日新潟市下大川前通一ノ町椎谷ヨシ子より故マキ子の遺志に依り金五百圓指定寄附
- 一、同年三月五日刈羽郡石地町山岸良雄氏より亡父死亡の際受けられたる香典金參百圓指定寄附

2、新潟縣社會事業協會職業紹介所

本會事業として職業紹介所を新潟市古町通り十三番町新潟養老院敷地内に建設し、大正十三年十一月十七日より紹介事務を開始せり、創立以來の事業成績は別項に之を載録す。

3、生業資金貸付事業

大正十四年自一月間縣内に於て生業を営まむとする者にして資金の供給を受くる途なき者に對し生業資金貸付規程に依り貸付たる狀況

貸付總額		回収		現在貸付	
金額	人員	金額	人員	金額	人員
一〇、八九〇 ^円	六一	六四四、二六 ^円	一一	一〇、二四五 ^円	七四

生業資金貸付郡市別

大正十四年十二月末現在

郡市名	口数	金額	備考
北蒲原郡	1		
中蒲原郡	5	八二〇〇〇	
西蒲原郡	1		
南蒲原郡	1		
東蒲原郡	5	八〇〇〇〇	
三島郡	1		
古志郡	1		
北魚沼郡	1		
南魚沼郡	1		
中魚沼郡	1	一〇〇〇〇	
刈羽郡	1	二〇〇〇〇	
東頸城郡	1		
中頸城郡	5	七四二〇〇	
西頸城郡	1	一六〇〇〇	
岩船郡	4	五五三〇〇	

郡市名	口数	金額
佐波郡	1	二〇〇〇〇
新潟市	三三	五、九五四〇〇
長岡市	1	
高田市	5	七、一六七四
合計	六一	一〇、二四五七四

4、生活改善子供洋服裁縫講習會並社會事業講演會

イ、趣旨

社會の福利を増進し、多數の人々をして聖代の惠澤を共にせしむるは、社會事業の振興に俟つこと大なり、生活改善は又能率増進上の重要問題にして、國力の充實、衆庶の幸福に關係すること極めて密接たり、即ち茲に日常生活改善の第一歩として、子供洋服裁縫講習會を縣下二十一ヶ所に開催し且其の機會に活動寫眞應用社會事業並に生活改善講演會を開き、社會の福祉増進の氣運を促進して、聊か時代の要求に寄與貢獻する所あらむとす。

ロ、前項趣旨に基き縣と聯合の上講習會並講演會を開催したる狀況

郡市別	講習會ノ狀況		講演會ノ狀況	
	會期	受講者數	講演會日	場聴衆
師				

5、社會奉仕金募集

計	西蒲原郡	長岡市	中蒲原郡	南蒲原郡	岩船郡	古志郡	東蒲原郡	刈羽郡	中魚沼郡
延日數一二六日間	自三月十七日至三月十七日	自三月九日至三月十四日	自二月廿六日至三月三日	自二月廿五日至二月廿五日	自二月十九日至二月十九日	自十二月十二日至十二月十七日	自十一月廿八日至十一月廿八日	自十月十六日至十月十六日	自十月十五日至十月十五日
二一ヶ所	卷小學校	表町小學校	新津小學校	三條小學校	村上高等女學校	栃尾小學校	津川農學校	柏崎實業補習學校	十日町實科高等女學校
一、一六九	一七	三六	二四	三四	三三	六二	一九	八〇	七五
	同	同	同	宅島タカ	廣瀬ヨシ	同	同	同	同
一九回	三月十六日		三月一日	二月廿四日		三月十一日	七月廿七日	十月十三日	十月九日
一九ヶ所	卷小學校		新津小學校	三條小學校		栃尾小學校	津川小學校	柏崎座	中魚沼郡役所
一四、六七六	一、二〇〇		一、〇〇〇	一、三〇〇		八〇〇	八〇〇	一、一〇〇	五〇〇
	倉又囑託		片桐社會主事	倉又囑託		片桐社會主事	倉又囑託	片桐社會主事	倉又囑託

北魚沼郡	南魚沼郡	西頸城郡	佐渡郡	中頸城郡	東頸城郡	高田市	三島郡	北蒲原郡	同市	同市	新潟市
自九月廿九日至九月廿九日	自九月十三日至九月十八日	自九月十二日至九月十七日	自八月三十日至八月三十一日	自八月廿六日至八月廿六日	自八月二十五日至八月二十五日	自八月十四日至八月十九日	自七月十三日至七月十八日	自七月十一日至七月十六日	自六月廿七日至六月廿七日	自六月二十五日至六月二十五日	自六月十三日至六月十三日
小千谷校	小六日校	郡西頸城	小河原校	直江津實科高等女學校	安塚小學校	高田尋常高等小學校	出雲崎町寺	新發田町三ノ丸校舎	法音寺	西頸城三番寺	沼垂町東龍寺
五五	八六	七六	七三	三七	四九	五八	一一八	六二	六五	三九	七二
同	同	同	同	同	同	萩野琴子	同	萩野琴子	同	同	毛利一夫
九月廿三日	九月十七日	九月十一日	八月三十日	八月廿五日	八月	八月十四日	七月十七日	七月十一日			
小千谷校	小六日校	小糸魚川校	小河原校	直江津校	安塚小學校	高田第三尋常小學校	出雲崎校	新發田町御免校舎	法音寺	淨德寺	泉性寺
八〇〇	六〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	六五	三九	七二
片桐社會主事	荒瀬書記	倉又囑託	桐生書記	栗山社會主事	同	同	同	桑原社會主事	荒瀬書記	桑原社會主事	桑原社會主事

イ、期 日 大正十四年九月一日社會奉仕デー

ロ、範圍及方法 募集區域—新潟、長岡、高田の三市及三條、柏崎、卷の三町

三市長、三町長宛依頼狀を發送し奉仕袋配布方を依頼せり

ハ、經費 印刷費並運賃金貳百參拾圓七拾錢

ニ、依頼狀

拜啓時下殘暑之候愈々御清榮慶賀此の事に御座候借て近時世運の進展に伴ひ社會生活の複雑化は種々なる社會問題を惹起し寔に深憂すべき現象を呈し居り候此の時に方り克く時代の推移と人心の歸趨とを察知し適當なる方途を講じて公共の安寧を保持し社會の福祉を増進するは蓋し識者の等しく要望する所に有之候殊に最近に於ける思想界經濟界の動搖は社會不安の聲と現はれ生活脅威の叫びと化し動もすれば利害の衝突感情の疎隔を惹起せぬとしつゝ有之若し此現象を現状のまゝに閑却致し候はと自ら醸成せる社會生活上の缺陷が眞に重大なる結果を招來することは極めて瞭然たる事柄に御座候
隨つて此の缺陷を善導補填する社會施設の特に切要事なるは勿論之が施設に對しても獨り行政官府の施設並に篤志家の慈善恩惠のみに委ぬべき性質のものには無之官民協力克く社會連帶責任の觀念に基く施設に待つは時宜適切の事と存じ候
是に於て本會本來の目的たる社會事業の調査研究聯絡統一は申すに及ばず更に積極的事業の施設を爲しよりよき社會の建設運動に一段の努力を傾注致度思料罷在候も何分事業資金に乏しく就而は來

る九月一日社會奉仕デーに際し今回社會奉仕袋を配布し市町民諸賢より社會事業翼賛の意味を以て本縣社會事業資金に充用する計畫樹立致候に付きては公私御多端の折とは推察致候も貴市町民諸賢に於て別送奉仕袋に何分の喜捨相成様御徳憑御取計被下以て本會事業の將來に一段の進展に御後援を相仰ぎ度先づは右御依頼迄申上候 敬具
大正十四年八月二十九日

新潟縣社會課内
新潟縣社會事業協會長 小原 新三

ホ、奉仕袋の様式及宣傳ビラ

表 社會奉仕袋

あなたの清き一掬の喜捨奉仕を本會に御寄贈下さい。本會はこれに基いて左記の事業の資金に充用致します。
養育事業 妊産婦保護 其他の諸事業
兒童保護 労働者福利事業

新潟縣社會事業協會

裏

◎私達の社會を、より幸福に、よりよき社會を作ることに努めませう。
◎一人より二人、二人より四人と多數の力で社會病を治はさせよう。
住所 氏名

注意、氏名記入は各自の御留意

あ
な
た
の
清
い

喜
捨
を

御
願
ひ
し
ま
す

之
を

社
會
事
業
の

一
助
に

致
し
ま
す

九 月 一 日

社 會 奉 仕 デ ー

新 潟 縣 社 會 事 業 協 會

社 會 奉 仕 デ ー の

九 月 一 日 中 に

御 伺 ひ

い た し ま す

(若し伺ひかねました時は

九 月 三 日 まで に

市 役 所 又 は 町 役 場 まで

御 と ぐ け 願 は る れ ば

幸 で あ り ま す)

協 會 よ り 皆 様 へ

彼の戦慄すべき震災記念日は再びまわりました。あの當時の悲愴なる惨情、その光景は皆様のご記憶にも未だ新たなことと思ひます。實に此の九月の一日は吾々日本國民にとつて忘れてはならない記念すべき日だと思ひます。私共はこの悲惨な光景を想ひ出すと、どうしても一段の緊張味を感せずには居られませんと共に、更にその身の無事であつたと云ふことを感謝せずには居られません。恐らく恚うした考へは獨り私共ばかりでなく、ごなたも等しくお感じになることだらうと思ひます。

この大切な日を想ひ起すと共に、私達は更に一層の緊張味を加へて各自の職務に勉勵努力いたしたいと思ひます。斯くすることに依つて個人は榮え自然に國家の富力も増して行くことになると思ひます。されど、こゝで考へなくてはならぬことは、私共の現在住んで居るこの社會は決して自分獨りでは立つて行けないと云ふ事實でございます。一寸考へますと自分さへ眞面目に働いて居さへすれば他人のお世話にならずに生存して行ける様に思ひますけれど、熟考してみますと、必ず陰に陽に他の人々の力に預からなくては立つて行くことの出来ないと思ふことは能くお諒解になることと思ひます。

畢竟するに、この社會はどうしても人間相互持つ持れつ互に助けあつて行かなくては立つて行くことの出来ない社會でございます。故に私共は自分の繁榮、富力を計ると共に更に世のため、人の爲にその力の幾分なりを割いて盡すと云ふことは人として當然の義務であり責任ではなからうかと思はれます此の

意味に於いて本縣におきましては、この九月の一日を「社會奉仕デー」と定めて縣内全般の皆様から社會の爲にお盡を願ひ少しでもお互の此の社會をして住み心地のよいものにしたことの主旨に外ならないものと思はれます。

この九月一日の「社會奉仕デー」につきましては、皆様にも色々のお計劃やお考へもお在りになることをごさいますうけれど、特に此の機會におきまして當協會の事業の一端と主旨との御諒解を願ひ、併せてお贊助を得たいと思ひます。

先づ此の社會にありまして何があはれだと申しましても、働きたくも働くことの出来ない人、親もなければ兄弟もなく、養つてくれる人もないと云ふ程あはれなことはなからうかと思はれます。これ等、氣の毒な方々を救濟せん爲に、大正七年七月二十三日に此の協會の設立總會を見ました。

主として左の事業を行ふ事になりました。

- 一、社會事業の統一整善を期し相互の聯絡を圖ること
- 一、各種社會事業に關する調査施設を爲すこと
- 一、社會事業に關する講話會を開催すること

三綱要の實現を計る爲年一回講演會を開き共濟思想の普及に資し斯業功勞者並斯業團體及收容者の優秀なるものを表彰し且親睦を計ること

この様な主旨目的の立場から、親もなければ兄弟もなく仕事をいたしたくも、老年の爲働くことも出来ず、そのまゝにすれば餓死するより外ない、あはれな人達を救濟せん爲

(第一) 養老院事業

大正十二年一月二十七日に養老院を開院いたしまして以來、本年の六月末日まで總延人員壹萬貳千四百〇九人の人達を救濟して居ります。

その他大正十二年九月一日の關東大震災の避難者を男十三人、女四人此の延人員三十六人を救濟し、尙現在養老院に收容して居ります人員は十四人で、これはみな六十歳以上の孤獨な人達ばかりでございます。

(第二) 職業紹介事業

その他仕事をいたしたくも職業のないと云ふ方々に職業を見付けてあげるために、昨年十一月十七日に職業紹介所を開きまして以來取扱かつた人員は

求人者數	二、二一八人
求職者數	八三四人
就職者數	二二六人

(大正十四年六月末日現在)

を取扱つて居ります。

(第三) 生業資金貸附事業

この他資金を得て働きたくともその資金の無い爲め充分働くことも出来ず、飢に泣いて居る方々を救濟する爲に、生業資金貸附事業を新たに開設して現在四十人の人々に六千八百七十圓の資金を融通してそれ〴〵御活動を願つて居ります。

(第四) その他授産事業部を設けて子供洋服講習會、毛糸編物講習會を縣下二十一ヶ所に開催して生活改善、内職奨励の實を擧げ受講者の數は凡そ二千五百人の豫定で現在各所に開催しつつあります。

尙今後やりたい事業は (第五)授産事業の擴張 (第六)出稼女工の保健衛生の保護事業 (第七)兒童保護事業(農繁期託兒所) (第八)不衛生地帯改善事業 (第九)不就學兒童保護事業。この他當協會の仕事といたしましては數限りなくあります。前記の事業だけやるにも凡そ拾萬圓の資金を要しますけれど現在では會員としては僅かに二百六十八人しかなく、此の會費は一年一人壹圓ですから年額貳百六拾八圓しか集らずその他全部が縣費補助と内務宮内兩省の補助金を合せて貳萬四千圓で見込額の半分にも足りない現狀で惱んで居る次第でございます。依つて此の實情を大方のお同情に訴へお援助をお願いしたいと思ひまして市の御當局や町役場その他、私設團體の御援助と御諒解を得て此の奉仕袋をお手元まで差上げた次第でございます。幸にお喜捨下さいませれば、その尊く清い皆様のお同情金はひとり當協會ばかりでなく縣下の保育院、孤兒院その他の事業團體にも惠まれて數多くの人達がその惠みに浴することになるのでございます。

大正十四年九月一日

新潟縣廳社會課内

新潟縣社會事業協會

へ、社會奉仕金募集額 (大正十四年九月一日)

種別	募集額	印刷費運賃	市及町へ寄附額	差引本會受高
新潟市	一、三四九八五五	八八二〇〇	六三〇八三〇	六三〇八二五
長岡市	一、〇九九七一〇	五九七三〇	五一九九九〇	五一九九九〇
高田市	九四八一五	三三八三〇	三〇四九五	三〇四九〇
三條町	二六二八三〇	一六六二〇	一一三一一〇	一一三一一〇〇
巻町	九七〇六〇	八四四〇	四四三一〇	四四三一〇
柏崎町	一〇九二五〇	一九八一〇	四四七一〇	四四七三〇
社會課扱	一五九五〇〇	四〇七〇	—	一五五四三〇
計	三、一七三〇二〇	二三〇七〇〇	一、三九三四四五	一、五四八八七五

6、女工保護事業

本縣より年々縣外に出稼する女工、數萬に及び是等女工の齎す金額は、年額約七百萬圓に上り之を以て各自家庭經濟を緩和すと雖も一面都會の惡風に感染し、諄朴なるべき農村勤儉の美風をも損すること決して尠からざるのみならず農業を厭ふの結果をも惹起し、或は風紀問題に惱み其の他衛生上の不備或は身體過勞より生ずる病症等實に憂慮すべき状態に陥らんとすること多々あり、是等に對する保護救済は社會問題として決して等閑に附すべきにあらず、本縣に於ては先年來出稼女工を保護救済すべく之が對策を講究するの急務なるを認め、調査研究の歩を進むると共に、女工保護組合を設立するの方針を樹

立されたるを機とし、本會多年の懸案なるが爲縣の事業を翼賛し、廣く縣民の福利増進に副はんことを翹望して左の如き舉に出でたるは、最も録するに意義あるものと謂ふべし。
 一、本協會は縣に於て計畫せる女工保護に關する基本調査を助成し本縣より縣外に出稼せる女工の就職工場三五九工場につき調査したるものを蒐録すれば左の如し。

縣外出稼女工就業工場數調

府縣名	工場數	府縣名	工場數
東京府	一	愛知縣	二八
大阪府	九	靜岡縣	六
京都府	八	滋賀縣	三
神奈川縣	三	岐阜縣	八
兵庫縣	五	長野縣	一六九
埼玉縣	二	福島縣	一
群馬縣	四	富山縣	二
栃木縣	八	廣島縣	一
千葉縣	二	計	三五九
茨城縣	一		
奈良縣	一		

縣外出稼女工數

大正十四年五月一日現在

府縣名	蒲北	蒲中	蒲西	蒲南	蒲東	島三	志古	魚北	魚南	魚中	羽刈	頸東	頸中	頸西	船岩	渡佐	瀨新	岡長	田高	計
東京府	四八四	一〇〇	一四五	一三三	三五	三三四	二九三	九	一六一	三〇三	二二五	二九	一四八	二九四	九八	二七	一七	五〇	四	二、九二〇
大阪府	二〇八	二〇八	一三	八六	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四七〇
京都府	二	二	二	三	一	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八六
神奈川縣	一八	二	二	八	一	三	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四〇九
兵庫縣	五	一〇	三	一	二	一〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五〇九
埼玉縣	九七	八	三	三	二	二	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、二四八
群馬縣	一八四	三	一〇	二	一	八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八三、二四八
栃木縣	一三	三	三	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二、八〇
千葉縣	八	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七九
茨城縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三三
奈良縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三重縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛知縣	九五	三	一〇	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、六九一
靜岡縣	一〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五、二五四
滋賀縣	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三三八
岐阜縣	六八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二、五四六
長野縣	五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、九五五
福島縣	三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、九五五
富山縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
廣島縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三、六〇一、七七四	七九八	八〇五	一、六三三、六八一、九七六三、三五二、六九二、五九五三、七五三一、三八四、六八〇三、〇三二、一、二二七	六四五	二八	三三八	一、三九三、四三九	二一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

一、八月二十四日縣主催女工保護囑託員會議に本會幹事富山虎三郎調査委員に囑託せられ縣の諮問に答申する處ありたり

一、八月二十四日の調査委員決議に基き縣下に町村單位の女工保護組合設立方針決定したるを以て縣指定郡たる東頸城、北魚沼、三島、刈羽の四郡に對し組合設立宣傳講演の爲め本會よりは桐生書記、富高囑託の二名出張せり其の狀況左の如し

東頸城郡 講師 富高囑託

月	日	村名	講演度數	出席者數	備考
九月	十二日	大島村	二	一五〇	
同	十三日	保倉村	二	七〇	
同	十四日	旭村	一	三〇	
同	十五日	下保倉村	一	二五	
同	十六日	沖見村	一	二〇	
計			一三	五九五	
月	日	村名	講演度數	出席者數	備考
九月	十七日	牧村	一	一三〇	
同	十八日	同	二	二二〇	
同	十九日	同	二	二〇〇	
同	二十日	沖見村	一	五〇	
計			一三	五九五	

刈羽郡

講師 桐生書記

月	日	村名	講演度數	出席者數	備考
九月	十六日	高柳村岡野町	一	一〇〇	
同	十六日	同 高尾	一	二〇二	
計			二	三〇二	
月	日	村名	講演度數	出席者數	備考
九月	十六日	高柳村岡野町	一	一〇〇	
同	十七日	同 門出	一	三三八	
計			二	四三八	

北魚沼郡

講師 桐生書記

月	日	村名	講演度數	出席者數	備考
同	十七日	同 荻ノ島	一	二二〇	
同	十八日	同 栃ヶ原	一	一三八	
同	十八日	同 山中	一	八〇	
同	二十二日	同 上小國村三桶	一	一三	
同	二十二日	同 山野田	一	一五	
同	二十二日	同 苔ノ島	一	六一	
同	二十三日	同 森光	一	三一	
同	二十三日	同 諏訪井	一	一七	
同	二十三日	同 太郎丸	一	三一	
同	二十四日	同 上小國村法末	一	三五	
同	二十四日	同 檜澤	一	一九	
同	二十五日	同 荒濱村	一	七六	
同	二十五日	同 新田	一	四七	
同	二十八日	北條村東條	一	二四	
計			三一	一六八	
月	日	村名	講演度數	出席者數	備考
同	二十八日	北條村舊廣田	一	一九	
同	二十九日	同 山瀬	一	五四	
同	二十九日	同 山本	一	三〇	
同	三十日	同 岩ノ入	一	四七	
同	三十日	同 鼻田	一	四二	
同	三十日	同 杉ノ入	一	一九	
十月	一日	同 大角間	一	三三	
同	一日	同 夏渡	一	一六	
同	一日	同 本條	一	三〇	
同	二日	同 南鯖石村大澤	一	五一	
同	二日	同 山室	一	三八	
同	三日	同 石曾根	一	三八	
同	三日	同 森近	一	五四	
計			三一	一六八	

十一月三日	堀之内村堀之内	一	五〇						
同 四日	同 田川	一	四八	小學校五、六學年 女生三名傍聴					
同 四日	同 根小屋	一	二五						
同 五日	田川入村	一	二一						
同 六日	小出町	一	一〇						
同 七日	湯ノ谷村大澤	一	一〇						
同 七日	同 芋川	一	二一						
同 八日	同 神村	一	二二						
同 九日	同 藤生村木津	一	一五						
計									
十一月十日	同 相川	一	一七						
同 十日	同 牛ヶ島	一	九						
同 十一日	千田村小栗田	一	二九						
同 十一日	同 三佛生	一	一八						
同 十二日	同 山邊村	一	一二						
同 十三日	同 城川村櫻町	一	二一						
同 十三日	同 時水	一	三五						
同 十四日	同 吉谷村	一	一三						
計									
			一七三七六						

北魚沼郡

講師 富高囑託

月 日	村 名	講演 度數	出席 者數	備 考
十一月三日	入廣瀬村穴澤	一	三八	
同 四日	同 横根	一	五〇	
同 五日	同 上條村高倉	一	三四	
同 六日	同 澁川	一	八	
同 六日	同 上條	一	二三	
十一月七日	須原大倉	一	一六	
同 七日	同 三ッ淵澤	一	一七	
同 八日	同 松川	一	一二	
同 八日	同 須原	一	七〇	
同 九日	廣瀬村役場	一	四〇	
計				

同 十日	廣瀬村瀧之又	一	二二〇					
同 十一日	同 井村	一	一二					
同 十二日	同 田山村	一	一四					
同 十二日	同 小高	一	一二					
同 十三日	同 川口村	一	一五					
同 十四日	廣瀬村中條	一	五四					
同 十四日	同 小平尾	一	四〇					
同 十五日	同 水澤	一	三五					
同 十五日	同 下條	一	四五					
計								
			一九六五五					

一、女工保護組合員の縣外工場視察團

縣に於ては女工保護組合の目的達成上組合關係者をして工女生活の實際、工場の内容制度を熟知せしむるの必要を認め、指定四郡に於ける郡並町村當事者十八名をして縣外工場を視察せしむるの企あり、時偶々西蒲原郡某氏より本協會に對し女工保護組合振興の目的を達成せしむる爲千五百圓の指定寄附ありたるを以て町村組合視察員十二名(内一名不參)に對し旅費として一名に金四拾圓宛補助し、第一、第二の二班に分ち本會桑原幹事、桐生書記を各團長として十二月十六日より二十四日に至る九日間左記各府縣の工場を視察せしめたり。

第一班視察員

視 察 員	視 察 府 縣 名	視 察 工 場 數
團長 桑原幹事	野 縣	三
愛 知 縣		五
石川三島郡書記		

松永東頸城郡書記	三	重	縣		二
布澤北魚沼郡書記	岐	阜	縣		二
三島郡出雲崎町役場小林書記	京	都	府		一
同塚山村役場淺井書記	大	阪	府		一
東頸城郡松ノ山村役場小口技手					
同安塚村丸山村長					
同牧村農會小松技手					
北魚沼郡城川村農會小野坂技手					
計	二	府	四	縣	一四

第二班視察員

團長 桐生書記	群	馬	縣		二
庭山刈羽郡書記	埼	玉	縣		四
刈羽郡牧口荒濱村長	東	京	府		二
同米山高柳村長	長	野	縣		五
同小島南鯖石村長					

北魚沼郡川口村星野助役					
同郡養蠶同業組合堀ノ内駐在近藤技手					
計	一	府	三	縣	二三

一、女工保護組合獎勵の爲縣下各組合に對し左の如く補助金を交付せり
 (備考) 西蒲原郡某氏より千五百圓の指定寄附金

獎勵金と女工保護組合名

郡別	女工保護組合名	獎勵金交付額	郡別	女工保護組合名	獎勵金交付額	
北	城川村女工保護組合	二五〇〇	刈羽郡	入廣瀬村女工保護組合	五〇〇	
	千田村女工保護組合	二五〇〇		小計	一五〇〇〇	
	川口村女工保護組合	二〇〇〇		南魚沼郡	南魚沼郡女工保護組合	七〇〇〇
	田麥山村女工保護組合	一五〇〇		小計	七〇〇〇	
	蕪生村女工保護組合	一五〇〇		北條村女工保護組合	二〇〇〇	
	山邊村女工保護組合	一五〇〇		南鯖石村女工保護組合	二〇〇〇	
	蕨神村女工保護組合	一五〇〇		荒濱村女工保護組合	二〇〇〇	
	吉谷村女工保護組合	一〇〇〇		高柳村女工保護組合	一五〇〇	
	廣瀬村女工保護組合	五〇〇		小計	七五〇〇	
	小計			小計		

- 四、託兒所は晴天には屋外を雨天には本堂若くは其の他の建物を代用すること
 - 五、屋外の場合は敷物を蓆、薄疊類とすること
 - 六、食物は各自携帯とし託兒所にては湯冷砂糖湯位を給すること
 - 七、衛生及危害豫防を第一とし教育は自由とすること
 - 八、變事の急報病時の醫療に付豫め方法を講ずること
 - 九、託兒の年齢を制限せざること
 - 十、父兄より費用を徴せざること
 - 十一、萬事を便宜主義、質實主義とし形式を避ること
 - 十二、實費として月何圓位を要すべきか
 - 十三、其の他の意見
- 専務の保母を置き或は完備せる建物を撰定し、所謂理想的の託兒所を數多く設けることは現在の事情から至難と存じます、乍去農繁時期に於ては小兒のために勞働能率を低下させるのみでなく、小兒の保護が不充分となるため思はざる危害を招き、又は病氣に罹らすことが決して少なくないのであります。今此の缺點を補ふため縣下各農村に簡易なる託兒所を設け、謂はゞその村の小兒の遊び場とするならば父母も安心して稼業に出掛られ、頗る便利と存じます、斯くして段々此の事業が縣下に普及され發達するならば自然小兒愛護の實が舉り畸形兒や病弱兒も減じて、世界一高い吾邦の乳幼兒死亡率は懸て低下し眞なる文化、眞なる社會事業が現はれることと思ひ敢て貴下の御意見を拜承し且つ率先して本事業の

第一線に立て頂き度思ふのであります、御回答の次第に依りては本會は不及ながら御相談に應じ幾分の經費を負擔する意向を有する者であります。

新潟縣社會事業協會々則

- 第一條 本會ハ新潟縣社會事業協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ新潟縣ニ於ケル社會事業並其ノ思想普及及事業ノ改善發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲本會ニ於テ行フ事業ノ概目左ノ如シ
 - 一、社會事業
 - 二、社會事業ニ關スル團體相互ノ聯絡ヲ圖ルコト
 - 三、社會事業ニ關スル團體ト慈善家トノ聯絡ヲ圖ルコト
 - 四、社會事業ヲ指導誘掖スルコト
 - 五、社會事業ニ關スル調査ヲ爲スコト
 - 六、社會事業ニ關スル印刷物ヲ發行シ及講習會講演會等ヲ開催スルコト
 - 七、其ノ他評議員會ノ議決ニ依リ必要ト認メタル事項
- 第四條 本會ノ事務所ハ當分ノ内新潟縣廳内ニ置ク
- 第五條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ前年中ノ事務及會計ニ關スル報告ヲ爲シ其ノ他必要ナル事項ヲ協

議ス

第六條 本會ノ會員ヲ分チテ名譽會員、正會員ノ二種トス

一、名譽會員ハ社會事業若ハ本會ニ功勞アリタル者又ハ學識德望アル者ノ中ニ就キ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

二、正會員ハ毎年會費トシテ一口(金壹圓)以上ヲ納ムル者又ハ一時ニ金五拾圓以上ヲ齎出シタル者若ハ特別ノ出資其ノ他ノ方法ニ依リ本會ノ事業ヲ援助シ會長ノ推薦シタル者

第七條 本會々員タラムト欲スル者ハ住所氏名及口數ヲ記シ申出ツヘシ

團體ニシテ本會ノ會員タラムト欲スル者ハ其ノ團體ノ名稱及所在地ヲ記シ代表者ノ名ヲ以テ申出スヘシ

會員ノ住所氏名又ハ團體ノ名稱所在地若ハ代表者ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨届出ツヘシ

退會セムトスルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第八條 本會ノ會員ニシテ會員タルノ名譽ヲ毀損スル行爲アリト認ムルトキハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名 二、副會長 一名 三、幹事 若干名
幹事ハ會長之ヲ指名シ内一名ヲ幹事長トス

會長、副會長及幹事ヲ以テ役員會ヲ組織ス

第十條 本會ハ役員會ノ議ヲ經テ顧問ヲ推薦スルコトアルヘシ

第十一條 會長ハ本縣知事、副會長ハ本縣內務部長トス

第十二條 幹事ノ任期ハ三ケ年トス

幹事ノ補缺員ハ任期ヲ繼承ス

第十三條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス幹事長及幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

第十四條 本會ニ評議員若干名ヲ置ク

評議員ハ會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

評議員會ハ豫算決算其ノ他ノ重要ナル事項ヲ議決ス

評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

評議員會ノ議長ハ會長之ニ當リ其ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五條 顧問及名譽會員ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ陳フルコトヲ得

第十六條 本會ハ必要ニ應シ書記ヲ置ク書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

書記ハ會長之ヲ任免ス

書記ハ役員ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

第十七條 本會ノ經費ハ會費補助及寄附ノ金品其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 第十八條 本會ノ資産ハ役員會ノ議決ヲ經テ確實ナル方法ニ依リ之ヲ保管ス
 第十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
 第二十條 本會則ノ施行ニ必要ナル細則ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム
 第二十一條 本會則ハ評議員會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得
 ス 以上

申 込 書

私儀貴會會員トシテ入會致度申込候也

申込口數 口 (一口年額壹圓)

郡 町
市 村

氏名

大正 年 月 日

新潟縣廳社會課内

新潟縣社會事業協會

御 中

新潟縣社會事業協會生業資金貸付規程

- 第一條 新潟縣内ニ於テ生業ヲ營マムトスル者ニシテ資金ノ供給ヲ受クル途ナキ者ハ本規定ニ依リ資金ノ貸付ヲ受クルコトヲ得
- 第二條 資金ノ貸付ヲ受クル者ハ左ノ各號ニ該當スルモノナルコトヲ要ス
 但シ特別ノ事情アル者ニハ之カ斟酌ヲナスコトアルヘシ
 - 一、縣内居住者ニシテ自營シ得ル能力ヲ有シ引續キ居住スル者
 - 二、資金ノ貸付ヲ受クルニアラサレハ其ノ職ニ從事スルコト能ハサル者
 - 三、市町内ニ於テ確實ナル保証人一人以上ヲ有スル者
 - 四、其ノ他特別必要アリト認ムル者
- 第三條 貸付金額ハ一戸貳百圓以内トシ一戸一回ニ限ルモノトス
- 第四條 資金ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ貸付申請書(様式第一號)ニ保証人一名以上署名ノ上市町村經由本會長ニ提出スヘシ
- 第五條 貸付金ハ六ヶ月間据置キ其ノ翌月ヨリ月賦ニテ償還スヘシ
 貸付金ハ十二ヶ月以内ノ月賦ニテ返済スヘシ
- 第六條 貸付金ノ償還ハ別ニ定ムル償還表ニ依リ毎月末日迄ニ本會ニ納付スヘシ
 借受人ハ利息トシテ借受金額ニ對スル年三分ニ相當スル金額ヲ本會ニ納付スヘシ

第七條

借受人ハ(様式第四號)借用証書ヲ本會長ニ提出スヘシ
借受人又ハ其ノ家族病氣其ノ他故障ノ爲メ一ヶ月以上生業ヲ營ムコト能ハサルトキハ其ノ事
業ニ依リ六ヶ月以内償還ノ猶豫ヲ申請スルコトヲ得

第八條

本條第一項ノ場合ニ於テハ償還猶豫申請書(様式第二號)ヲ本會長ニ提出スヘシ
借受人死亡シ其ノ遺族ニ於テ業務ヲ引繼クコト能ハス他ニ轉業スルカ爲未償還資金ヲ之ニ充
當セムトスル場合ハ資金充用申請書(様式第三號)ヲ本會長ニ提出スヘシ
轉業セムトスル場合ニ於テ一時資金償還ニ困難ナル事情アルトキハ第七條ノ規定ニ依リ償還
猶豫申請書ヲ以テ申請スルコトヲ得

第七條第二項ハ前項ニ依リ償還ヲ猶豫スル場合ニ之ヲ準用ス

様式第一號

生業資金貸付申請書

私儀何々ノ業務ヲ營ミ度候ニ就テハ御會生業資金御貸付相成度左記事項ヲ具シ此段申請候也

大正 年 月 日

住 所

職 業 氏 名

生 年 月 日

保 証 人

住 所

職 業 氏 名

名 印

新潟縣社會事業協會會長宛

記

一、借入希望額

二、借入希望期日及償還期限

三、貸付ヲ受クル必要アル事由

様式第二號

生業資金償還猶豫申請書

私儀大正 年 月 日御會生業資金御貸與相受候處生業資金貸付規定第七條ニ依リ償還猶豫方御
聞届相成度此段申請候也

大正 年 月 日

借 受 人

住 所

職 業 氏 名

名 印

生 年 月 日

新潟縣社會事業協會長宛

記

- 一、猶豫希望ノ期間
- 二、猶豫ヲ要スル事由

様式第三號

生業資金充用申請書

私儀大正 年 月 日御會生業資金貸與相受候處生業資金貸付規程第八條ニ依リ資金充用致度候
間御聞届相成度此段申請候也

大正 年 月 日

保証人

住所

職業 氏

名 印

四四

借受人 何某遺族

住所

職業 氏

名 印

保証人

住所

職業 氏

名 印

新潟縣社會事業協會長宛

記

- 一、充用ヲ要スル事由
- 二、充用スヘキ金額

第四號様式

借用証

右ハ何々事業資金トシテ借用候處實正也然ル上ハ何年何月一時ニ(又ハ別紙償還月次表ノ通)無相違返済
可仕ハ勿論左記條件ニ違背候節ハ何時償還ヲ命セラレ候トモ不苦右義務ヲ履行セサルトキハ保証人ト借
用人連帶ニテ引受ケ一切御迷惑相懸ケ間敷爲後日仍テ如件

大正 年 月 日

何郡市町村何大字何某(又ハ何某方居住)

借用人 何 某 印

四五

新潟縣社會事業協會長宛

記

- 一、當該資金ヲ借入ノ目的ニ使用スルコト能ハサルトキ
- 二、貸附金ノ運用ニ付貸付ノ目的ニ反スルモノアリト認メラレタルトキ
- 三、不實ノ所爲ヲ以テ貸付ヲ受ケタリト認メラレタルトキ
- 四、當該事業ヲ廢止シタルトキ

大正十三年度新潟縣社會事業協會歲入歲出決算書

科 目	歲入 經常部		比 較	備 考
	本年度 決算高	本年度 豫算高		
第一款 會員會費	二五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	—	
第一項 會員會費	二五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	—	
第一目 會員會費	二五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	—	佐藤仙太郎外一一一人分

何郡市町村何大字

保証人

何

某

印

第二款 寄附金	二,〇三〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	—	九六,九七〇	
第一項 寄附金	二,〇三〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	—	九六,九七〇	
第一目 寄附金	二,〇三〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	—	九六,九七〇	
第二目 中野財團寄附金	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	—	—	
第三款 補助費	三,三〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	—	七〇,〇〇〇	
第一項 補助費	三,三〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	—	七〇,〇〇〇	
第一目 內務省助成金	三〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	七〇,〇〇〇	
第二目 縣補助金	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	
第三目 市補助費	—	—	—	—	
第四款 利子收入	三,六九九,〇〇〇	二,六七〇,〇〇〇	—	—	
第一項 利子收入	三,六九九,〇〇〇	二,六七〇,〇〇〇	—	—	
第一目 利子收入	三,六九九,〇〇〇	二,六七〇,〇〇〇	—	—	基金利子六七,九七〇 勸業銀行債券利子二二,六三〇 當座預金利子二九,三〇〇
第五款 貸付金返金	三,六八七,五八〇	三,六〇五,〇〇〇	—	八二,五八〇	

第一項	返貸付金	三、六八七五〇	三、六〇五〇〇	八二五八〇	—
第二項	小資貸付金返金	三、六三〇〇〇	三、五〇〇〇〇	一一三〇〇	—
第三項	利貸付子金	七四九一〇	一〇五〇〇〇	—	三〇〇八〇
第六款	雜收入	一、七四六三七〇	九三三〇〇〇	八三三三七〇	—
第一項	雜收入	一、七四六三七〇	九三三〇〇〇	八三三三七〇	—
第二項	委託料	一、七四六三七〇	九三三〇〇〇	八三三三七〇	—
第七款	雜收入	—	一〇〇〇	—	一〇〇〇
第一項	綠越金	二、〇一六五六〇	二、〇一六〇〇〇	五六〇	—
第二項	綠越金	二、〇一六五六〇	二、〇一六〇〇〇	五六〇	—
第一項	綠越金	二、〇一六五六〇	二、〇一六〇〇〇	五六〇	—
第二項	綠越金	二、〇一六五六〇	二、〇一六〇〇〇	五六〇	—
歲入經常部合計		三、四三、五七〇	三、四三、五〇一	—	一、〇六五、二九〇
歲入總計		三、四三、五七〇	三、四三、五〇一	—	一、〇六五、二九〇

歲出經常部

第一款	會議費	—	一六四三五〇	—	—	八〇六五〇
第一項	會議費	—	七二〇〇	—	—	五七九〇〇
第二項	總會費	—	六八五〇〇	—	—	三二五〇〇
第二項	雜費	—	三六〇〇	—	—	二六四〇〇
第二項	評議員會費	—	九二五〇	—	—	—
第一項	評議員會費	—	九二五〇	—	—	—
第三項	社會事業團體協議會費	—	—	—	—	—
第一項	社會事業團體協議會費	—	—	—	—	—
第二項	社會事業團體協議會費	—	—	—	—	—
第二款	講演會費	—	七二〇〇	—	—	一七一九〇〇
第一項	講演會費	—	七二〇〇	—	—	一七一九〇〇
第三款	表彰費	—	—	—	—	—
第一項	講演會費	—	七六二〇〇	—	—	一七一九〇〇
第二項	表彰費	—	—	—	—	—
第一項	表彰費	—	—	—	—	—
第一項	表彰費	—	—	—	—	—

第一目	表彰費	—	二五〇〇〇	—	二五〇〇〇
第四款	補助費	三五〇〇〇	二二〇〇〇	—	八五〇〇〇
第一項	補助費	三五〇〇〇	二二〇〇〇	—	八五〇〇〇
第一目	視察受講補助費	三五〇〇〇	二二〇〇〇	—	八五〇〇〇
第五款	事務費	三〇九四二〇	三五〇〇〇	—	四〇五八〇
第一項	事務費	三〇九四二〇	三五〇〇〇	—	四〇五八〇
第一目	雜給	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	—
第二目	旅費	—	五〇〇〇	—	五〇〇〇
第三目	會報費	二〇〇〇	七五〇〇	—	五〇〇〇
第四目	需用費	九五六一〇	七五〇〇	二〇六一〇	—
第五目	雜費	四三八〇〇	五〇〇〇〇	—	六二〇〇
第六款	養老院費	二、九四九二六〇	四、四一九〇〇	—	一、四六八七四〇
第一項	養老院費	二、九四九二六〇	四、四一九〇〇	—	一、四六八七四〇

第一目	雜給	六四〇〇〇	九三〇〇〇	—	二九〇〇〇
第二目	旅費	一五四〇〇	九〇〇〇	—	七四六〇〇
第三目	圖書及印刷費	二九三〇	六〇〇〇	—	四七〇七〇
第四目	消耗品費	三八三五七〇	六五〇〇〇	—	二六六四三〇
第五目	食費	一、〇四六八九〇	一、三六九〇〇	—	三二二一〇
第六目	借地料	三二〇八〇〇	三二一〇〇〇	—	二〇〇
第七目	看護料	—	九〇〇〇	—	九〇〇〇
第八目	被服費	九一六〇	一五〇〇〇	—	一四〇八四〇
第九目	醫療費	二九六五〇	二二〇〇〇	—	九〇三五〇
第十目	通運搬信費	一〇〇	三六〇〇	—	三五九〇〇
第十一目	修繕費	三九三九〇〇	四六三〇〇〇	—	六九一〇〇
第十二目	雜費	一〇六八六〇	一五〇〇〇	—	四三一四〇
第七款	職業紹介費	二、五二六八六〇	五、四二六〇〇〇	—	二、八八九一四〇

第一項	職業紹介所費	二,五三八〇	五,四二六〇〇		二,八八一四〇	
第一目	俸給	一,一五〇〇〇	二,六四〇〇〇		一,四八二〇〇	
第二目	雜給	六二七八〇	一,〇四二〇〇		四三三二〇	旅費四三、七八〇 雜給一八五、〇〇〇
第三目	需要費	七四九〇八〇	一,七四四〇〇		九四九二〇	圖書及印刷費 三四、三四〇 通信運搬費 二〇、九七〇 備品費 〇 消耗品費 一〇七、六五〇 雜費 一九六、二二〇
第八款	事業資金貸付費	三,八八二五六〇	〇,八三六〇〇		六,九五四四〇	
第一項	貸付諸費	三,八八一五六〇	〇,八三六〇〇		六,九五四四〇	
第一目	小資貸出	三,八〇〇〇〇	九,五〇〇〇〇		五,七〇〇〇〇	
第二目	雜給	五三六〇〇	一,一〇〇〇〇		一,〇三四四〇	旅費 五、三六〇
第三目	需用費	二五二〇〇	二二六〇〇		二二八〇〇	印刷費及消耗品費 二五、二〇〇
第九款	豫備費		三八〇〇〇		三八〇〇〇	
第一項	豫備費		三八〇〇〇		三八〇〇〇	
第一目	豫備費		三八〇〇〇		三八〇〇〇	
歲出經常部合計		九,九五五〇三〇	三〇,五二一〇〇		三〇,九六四五〇	

		臨時部			
第一款	職業紹介所建築費	一,七九二五〇	二,〇五〇〇〇		二,五八四九〇
第一項	職業紹介所建築費	一,一〇〇〇〇	一,一〇〇〇〇		
第一目	職業紹介所建築費	一,一〇〇〇〇	一,一〇〇〇〇		
第二項	設備費	五九二五〇	八五〇〇〇		二,五八四九〇
第一目	職業紹介所設備費	五九二五〇	八五〇〇〇		二,五八四九〇
第二款	蓄積金	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇		
第一項	蓄積金	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇		
第一目	蓄積金	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇		
歲出臨時部合計		一,九九二五〇	二,二五〇〇〇		二,五八四九〇
歲出總計		二,九四六〇六〇	三二,〇一〇〇〇		三二,三五四九〇

殘金壹萬壹千四百八拾九圓六拾五錢
 內金五千圓也 生業資金貸付基金ニ積立
 差引金六千四百八拾九圓六拾五錢 翌年度へ繰越

財產目錄

大正十四年四月一日現在

五四

- 一金壹千六百五拾圓也(基金)
- 一金貳千貳百圓也(基金)
- 一金貳百貳拾五圓九拾貳錢
- 一金五千圓也
- 一金六千貳百六拾參圓七拾參錢也
- 一金五千六百八拾貳圓五拾錢
- 計貳萬壹千貳拾貳圓拾五錢
- 但シ建物一棟代ヲ含ム

- 勸業債券額面
- 預金
- 振替貯金現在高
- 生業資金貸付基金積立金
- 當座預金現在高
- 養老院及職業紹介所建物一棟
- 日本勸業銀行新潟支店預入

大正十四年度新潟縣社會事業協會歲入歲出豫算

科 目	歲入 經常部		比較	備 考
	本年度 豫算高	前年度 豫算高		
第一款 會員會費	五〇〇	五〇〇	同	

第一項 會員會費	五〇〇	五〇〇		
第一項 會員會費	五〇〇	五〇〇		一口金壹圓五百口分
第二款 寄附金	二,五〇〇	三,〇〇〇		
第一項 寄附金	二,五〇〇	三,〇〇〇		一般寄附金
第二項 寄附金	五〇〇	一,〇〇〇		財團法人中野財團寄附金
第二款 補助費	一〇,七〇〇	一四,〇〇〇		
第一項 補助費	一〇,七〇〇	一四,〇〇〇		
第三款 補助費	一〇,七〇〇	一四,〇〇〇		
第一項 補助費	一〇,七〇〇	一四,〇〇〇		
第四款 利子收入	三三七	二六七	八〇	
第一項 利子收入	三三七	二六七	八〇	
第二款 縣費補助金	一〇,四〇〇	一三,〇〇〇		
第一項 縣費補助金	一〇,四〇〇	一三,〇〇〇		
第三款 利子收入	三三七	二六七	八〇	
第一項 利子收入	三三七	二六七	八〇	
第四款 利子收入	三三七	二六七	八〇	
第一項 利子收入	三三七	二六七	八〇	

金百參拾貳圓 基金貳千貳百圓ニ對スル
年六分利子
金百拾五圓 勸業銀行債券額面千六百五

第五款 貸付金返金	二、五七五	三、六〇五	一、〇三〇	拾圓ニ對スル年七分利子 金百圓 當座預金利子
第一項 貸付金返金	二、五七五	三、六〇五	一、〇三〇	
第一目 小貸付金返金	二、五〇〇	三、五〇〇	一、〇〇〇	本年度回収見込額
第二目 貸付金利子	七五	一〇五	三〇	貸付金利子(年三分)
第六款 雜收入	一、二二三	九三三	四八三	
第一項 雜收入	一、二二三	九三三	四八三	
第一目 委託料	一、〇九五	九三三	一八三	委託者十名一人一日平均金參拾錢一ヶ年分
第二目 雜誌收入	三〇〇	三〇〇	三〇〇	雜誌一部貳拾錢千五百部代
第三目 雜收入	一	一		
第七款 繰越金	六、四九〇	二、〇二六	四、四七四	
第一項 繰越金	六、四九〇	二、〇二六	四、四七四	
第一目 繰越金	六、四九〇	二、〇二六	四、四七四	

歲入經常部合計	二四、五〇八	二四、三〇一	二〇八	
歲入總計	二四、五〇八	二四、三〇一	二〇八	
歲出經常部				
第一款 會議費	二四五	二四五		
第一項 會議費	二四五	二四五		
第一目 總會費	一〇〇	一〇〇		來會者中食代二百人分一人平均五拾錢
第二目 評議員會費	六五	六五		評議員會費
第三目 社會事業團體協議會費	五〇	五〇		各種社會事業團體協議會諸費
第四目 雜費	三〇	三〇		會場設備費其他雜費
第二款 事務費	二、一五六	三、五〇〇	一、八〇六	
第一項 事務費	二、一五六	三、五〇〇	一、八〇六	
第一目 雜給	一、一八〇	一〇〇	一、〇八〇	金千八拾圓 書記一名平均九拾圓 金百圓 傭人給其他雜給
第二目 旅費	六〇〇	五〇	五五〇	

第六目	看護料	七〇	九〇	三〇	看護一人月平均拾五圓四ヶ月分
第七目	被服費	一五〇	一五〇		一人一ヶ年平均拾圓十五人分
第八目	醫療費	三〇〇	二〇〇		
第九目	通信運搬費	三三	三六	二四	
第十目	修繕費	一三三	四六三	三五〇	
第十一目	雜費	一五〇	一五〇		入院者小使錢、死亡人取扱費、會向費、消毒費、其ノ他雜費
第七項	講演會費	二五〇	二五〇		
第一目	講演會費	二五〇	二五〇		在京講師旅費、其他招待費、會場設備費
第八項	表彰費	二五	二五		
第一目	表彰費	二五	二五		新潟學園盲啞學校生徒其ノ他表彰費
第九項	補助費	二〇〇	二〇〇		
第一目	視察受講補助費	二〇〇	二〇〇		社會事業團體視察受講補助費一人平均參拾圓四名分
第四款	豫備費	六二	三八〇	三三	

第一項	豫備費	六二	三八〇	三三	
第一目	豫備費	六二	三八〇	三三	
歲出經常部合計		三三、七八	三三、〇五二	一、七〇七	
臨時部					
(職業紹介所建築費)					
第一款	職業紹介設備費	二五〇	八五〇	六〇〇	
第一項	設備費	二五〇	八五〇	六〇〇	
第一目	設備費	二五〇	八五〇	六〇〇	職業紹介所宣傳用揭示板五十基建設費
第二款	蓄積金	五〇〇	二〇〇	三〇〇	
第一項	蓄積金	五〇〇	二〇〇	三〇〇	
第一目	蓄積金	五〇〇	二〇〇	三〇〇	
歲出臨時部合計		七五〇	二、二五〇	一、五〇〇	
歲出總計		二四、五三八	二四、三〇二	二、二〇七	

新潟縣社會事業協會職業紹介所成績報告

(自大正十三年十一月十七日
至大正十四年十二月末日)

緒言

職業紹介所は凡そ三つの階段をふんで今日に至つた。その最初は親分子分式の人入稼業から、漸時社會化して、今日もなほ存する營利的口入業である。仲介者の利得の多寡によつて人の職業が左右される場合ごうしても免れ難い幾多の弊害と、金なき故に捨てゝ顧みられざる多くの落伍者に對して尊き義憤と同情とを感じて起ちしものが第二段をなす所の慈善事業としての無料職業紹介所であつた。然し近代産業の發達とその大企業化は必然的に多くの失業者を生みだし、且つ此の労働豫備軍が經濟界の變動と事業の興亡に伴つて、流動を餘儀なくさるゝに及びては、到底個人の同情による恩惠手段の力では及ばなくなつて來た。それと共に失業者の救済、勞力需給の調節失業防止の事業は、慈善恩惠の名によつてなさるべきものでなく、國家が社會政策として自ら之を爲すべきものであると考へるやうになり、幾多の曲折の後遂に職業紹介法が第四十四議會の協賛を経て公布され、更に又大正十三年十一月聯絡規定の制定を見、茲に我國職業紹介事業は正に一新紀元を劃した譯である。

かくして全國に散在する今日の公設職業紹介所は、大にもあれ、小にもせよ、皆中央政府の統一監督の下に國家の事務として經營され、社會的にも、産業的にも、重要な機關として漸次發達しつつあるし、かしながら時代の進歩發達と云ふも、それは唯物質的、外部的の發達であつてもう一層深い人間の内的生活は却つて不安と苦惱とを加へて行きつゝあることは事實である。

職業紹介所は一方に於ては、單純な勞力市場であるが、其の反面に於ては、寔に華やかなる文明の裏面

に喘ぐプロレタリアの生活苦を覗く窓である。職業紹介所を通じて現はるゝ凡ての現象はそのまゝ、社會の苦悶の姿である。

この生きた人間生活の流轉に直面して働くところに職業紹介事業に携はるものゝ強さがあり、困難があり、同時に又人知れの歡喜がある。

我が新潟縣社會事業協會職業紹介所も官民の協力により、十三年十一月呱呱の聲を揚げ、爾來銳意其の使命の達成に努めたが幸ひにも、一般のよき理解と援助により次第に發展しつつある。

茲に大正十四年度を送るに當り、過ぐる一ケ年間の狀況を報告して其の芳志に答ふると共に、將來善き鞭撻と指導とを吝みたまはずして、今尙搖籃期にある此の國家的事業に一層の援助を賜はらんことを切に冀ふ次第である。

職業紹介事業の使命

職業紹介事業は、各國とも初めは慈善事業として起つたものであるが、今では社會的にも、産業的にも重要な使命を有つ事業となつた。且つ職業紹介事業は、失業問題を解決するに缺くべからざるものであるから、政府は職業紹介法を制定して、其の組織や執務上に改善を行ひ同時に全國に亘る職業紹介所間の聯絡と發達とに力を盡して居るのである。

職業紹介法

我國の職業紹介法は、大正十年四月發布せられ、同年七月より施行せられた、此の法律は、同十一年十一月批准されたる第一回國際勞働總會の決議に依る失業に關する條約の趣旨に合致するものである。

本法に依る職業紹介所は、一切無料を原則とし、その紹介事業は、内務大臣及職業紹介事務局長の監督に屬し、職業紹介事務局に依り、全國に亘り聯絡統一されて居る。

職業紹介事務局

職業紹介事業の統一及び監督機關として中央及地方職業紹介事務局があり、全國の職業紹介所は東京大阪、名古屋の各地方職業紹介事務局に依りて管理せられ、更に中央職業紹介事務局に依つて統一されて居る。

職業紹介委員會

職業紹介事業の經營に關し、官廳の諮問に應じて意見を開申し、又は建議する爲め中央及地方職業紹介事務局に職業紹介委員會が設置されてゐる。其の委員中には、使用者の利益を代表し得る人々や、労働者の利益を代表し得る人々が任命されて居て、孰れも斯業經營に關する事項につき、改善發達の方法を講究してゐる。

本職業紹介所は

前記の趣旨制度のもとに、新潟縣社會事業協會經營事業の一部として、大正十三年十一月現在の地に開設したもので、尙將來縣内主要の箇所順次増設し各種の社會施設と應呼して、一般の福祉増進に力を致すべく、計畫中である。

全國職業紹介所との聯絡

職業紹介所は常に、其の所在地のみでなく日本全國百數十ヶ所の公益職業紹介所と聯絡して廣く勞務の需要供給に應ずる組織になつて居る。

汽車汽船賃割引

職業紹介所の紹介に依り就職するために、就職地へ旅行するものは、鐵道省所管の汽車汽船に限り、三等賃金五割引特典がある。

其の旅行証明書及割引証は、職業紹介所長から發行することになつてゐる。

新潟縣社會事業協會職業紹介所規程

第一條 本所ハ新潟縣社會事業協會職業紹介所ト稱シ新潟市古町通十三番町濱浦新潟養老院敷地内ニ

之レヲ置ク

第二條 本所ハ常ニ勞務需給状態ヲ調査シ諸般ノ職業及勞働ヲ紹介シ勞務者ノ需給調節ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本所ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ命ス

所長 (書記ヲ以テ之ニ補ス)

書記 二名 (專任)

雇 二名

第四條 所長ハ會長ノ命ヲ承ケ所務ヲ處理シ所員ヲ指揮監督ス所長事故アルトキハ次席者其ノ職務ヲ代理ス

書記ハ所長ノ指揮ヲ受ケ所務ニ從事ス

第五條 所長ハ會長ノ認可ヲ得テ事務執行ニ關シ必要ナル規程ヲ設クル事ヲ得

附 則

本規程ハ大正十三年十一月十六日ヨリ之レヲ施行ス

庶務規程

第一條 本所ニ庶務係、紹介係ヲ置ク

一、庶務係ハ庶務、統計、報告ニ關スル事項ヲ分掌ス

- 二、紹介係ハ求職、求人調査ニ關スル事項ヲ分掌ス
- 第二條 各係主任ハ所長ノ命ヲ受ケ主務ヲ掌理スヘシ
- 第三條 所員ハ親切ヲ旨トシ敏活ニ事務ヲ處理スヘシ
- 第四條 文書ノ收發ハ庶務係之レニ任シ求人求職者ノ應接ハ各紹介係主任之レニ任ス
求人、求職ハ受付ノ順序ニ依リ登録スヘシ
- 第五條 紹介上必要ト認メタルトキハ求職者ヲシテ戸籍謄本、履歷書、其ノ他ノ書類ヲ提示セシムヘシ
- 第六條 求職者ノ紹介ハ其人格、性質及ヒ技術ヲ鑑別シ希望職業ノ適否ヲ考查シテ紹介スヘシ

紹介規程

- 第一條 本所ハ各種職業ニ從事セント欲スル者ヲ紹介ス
- 第二條 本所ノ執務時間ハ午前八時ヨリ午後四時迄トス但シ日ノ長短ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ
日曜日、祭日及十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄ハ休日トス
- 第三條 求職者ハ來所ノ上左ノ事項ヲ具シ申込ミ登録ヲ受ケラルヘシ
氏名、生年月日、現住所、本籍地及ヒ戸主トノ關係、保証人住所氏名、保証人トノ關係、前職業、前給料、教育、技能、經驗、配遇、失業日時、失業ノ原因、希望職業及ヒ其ノ他ノ條件、其ノ他必要ナル事項

前項登録ノ順序ハ來所ノ前後ニ依ル

- 第四條 登録ヲ受ケタル求職者ハ登録票ヲ受領シ來所ノ都度必ス之ヲ提出セラルヘシ
- 第五條 登録証票ヲ汚損シ又ハ遺失シタルトキハ其ノ旨ヲ申出テ再交付ヲ受ケラルヘシ
求職者ハ登録ノ際本所々定ノ求票ニ記載スル事項ノ質問ニ答ヘラルヘシ
- 第六條 求職申込ノ際虚偽ノ申出テヲ爲セルモノ或ハ身心上ノ缺陷其ノ他ノ理由ニ依リ不適當ト認ムル者ニ對シテハ紹介ヲ拒絕スルコトアルヘシ
- 第七條 求職者ハ本所ヨリ戸籍謄本、履歷書其ノ他必要ナル書類ノ提示ヲ求メタルトキハ遲滞ナク之レヲ差出サルヘシ
- 第八條 求職者登録後本所ノ紹介ニ依ラスシテ就職シタルトキ若シクハ求職申込條件ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ旨直ニ申出ラルヘシ
- 第九條 求職者ノ紹介ハ性質、技術ヲ考查シ登録ノ順位ニ依リ之ヲ取り扱フモノトス
- 第十條 求職者ヲ紹介スルニハ紹介狀ヲ交付ス
- 第十一條 本所ハ求職者ノ身元保証ヲ爲サス
- 第十二條 求人者ハ口頭、電話、郵便其ノ他便宜ノ方法ヲ以テ左ノ事項ヲ具シ申込登録ヲ受クヘシ
一、氏名又ハ商號 一、住所又ハ營業所々在地 一、職業
一、使用職務 一、所用員數 一、被備者年齡
一、資格技術 一、雇入方法及賃銀 一、勤務時間

力需用の繁閑に拘らず其内より漏洩すること多き不熟練者が多数を占むることにも依ると思はれる。
 しかしこの求人・求職の内容に至つては甚だしく兩者の間に隔たりがあつて相互の要求の合致する部
 分は極めて少ない、これは職業別及年齢別表に示す如くである

職業別取扱數

職業別	求人數		求職者數		紹介状交付數		就職者數	
	男	女	男	女	男	女	男	女
製糸	三〇	一〇六	一	一	一	一	九	二
紡織	七二	一〇九	一六	五	二二	二	九	二
染色	七	一〇	七	一	五	二	四	二
裝身具	四三	九	八	一	一	一	四	二
機械器具	六四	六	二	一	四	一	三	一
船舶車輛	四	一	四	一	一	一	一	一
電気瓦斯	二二	一	三	一	八	一	六	一
金屬工業	五	一	二六	一	六	一	三	一
製藥	一	一	一	一	三	一	一	一
構寸	一	一	一	一	一	一	一	一

行商	飲食店雇人	商店雜役	小商店員	店員	其他土木建築業ノ	土方日雇工	石工	左官	大工	其他雜工業	探礦冶金	嗜好品	食料品	製版印刷	製紙	肥料	計	
																	男	女
三	八	五〇	三四	三四	四	一三六		二	九三	一〇八	四八二	五六	二	一八	三三		三	一〇
	一七	一	一四	一四						二四							三	
三	五五	五二	三四八	四八	四	一三六		二	九三	一三三	四八二	五六	二	一八	三三		三	
五	四四	四八	三三	八三	七	一五六		二	二二	一四三	一	二四	九	一三	四	一	五	
一	一	二	一	七						二九				二	一		一	
六	四	五〇	三三	八九	七	一五六		二	二二	一七二	一	二四	九	一五	五	一	六	
二	三	三	三	三	三	一一三			四	二九	三	一六	三	六	五		二	
二	二			四						九					五		二	
二	二	三	三	三七	三	一一三			四	三八	三	一六	三	六	一〇		二	
三	二	一九	八	一三	二	一〇四				一三	三	九	一	二	四		三	
三	二	一	八	一六	二	一〇四				五				二	九		三	
三	二	一	八	一六	二	一〇四				一八	三	九	一	二	九		三	

求人にありては工業最高を占め、商業及雑業之に次ぐのであるが求職にありては雑業を筆頭とし商業

乳母子守	書生給仕	番人小使	其他ノ 戸内使用人	官公吏	教員	事務員	看護人	醫師	藥局員	外交集金人	配達人	理髮	娯樂場雇人	其他ノ雑業	合計
	20	5	3		1	18	2	4		273	3	8	3	5	2,408
	40	4	15		3	32	4	1		15	2	3	1	6	682
	40	3	18		4	49	4	5		287	5	2	4	22	3,089
		3	15		9	197	1			30	4	1	4	28	1,350
	3	1	2		2	75	3			8	3			10	322
	3	90	27		11	273	4			38	7	1	4	28	1,562
		1	4		2	24	2			8	2		3	5	621
	4	3	5		2	3					1			9	92
	4	5	9		2	4	2			8	3		3	5	702
		1	2		10					2	1		1	1	362
	2	3	4			2					1				58
	2	2	6			2				2				1	429

其他雑商業	農作園藝	養蠶	林業	其他ノ農業	漁撈養殖	製鹽	其他ノ水産業	船員	鐵道従事員	電鐵従事員	自動車従事員	通信従事員	運送業	車夫馬丁	其他運輸業ノ	僕婢
10	18							1			3	6	163	1		
4	5	3											1		159	
20	23	5						1			3	6	164	1	159	
29	6				2		1	3	7	1	3	7	75	6		
1												4	1		4	
30	6				2		1	3	7	1	3	11	7	6	4	
51	2									1	1	10	10	1	4	
1													1		28	
53	2										1	9	10	1	28	
15												5	8			
													1		27	
1													8		17	

及工業之に次ぐのである。然るに求人に見はれる工業中の主なるものは男にありては家内工業の徒弟大部分を占め、次いで鑛山労働者が可なりの多数含まれてをるに反し求職者は大部分不熟練の成年者にして只通勤とアブレ無きことを望んで工場の職工たらんことを希望するため求人数に對する就職率常に低し、商業又殆んどこれに比して求人は主に少年店員、求職は中年者多し、雜業中の求職者には事務員を希望するもの多く戸内使用人中求人が著しく多きは女中の申込多きによる。

就職率の上より見れば當然雇傭條件の最も簡單なる土木建築の労働者、運搬仲仕等にして商業、工業之に次ぐ。

就職者給料調 (男子)

職業別	日給者數		月給者數						合計人員		
	一圓未満	二圓未満	三圓未満	四圓以上	五圓以上	十圓以上	二十圓以上	三十圓以上		四十圓以上	五十圓以上
製紙											一
金屬工業											一
電氣瓦斯											六
機械器具											一
染色											二
紡織											七
合計	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	九

職業別	日給者數		月給者數						合計人員		
	一圓未満	二圓未満	三圓未満	四圓以上	五圓以上	十圓以上	二十圓以上	三十圓以上		四十圓以上	五十圓以上
製版印刷											二
食料品											一
嗜好品											一
採鑛冶金											三
雜工業											二
土方日雇											102
其他ノ土木建築											二
店員											二
小商店員											八
商店雜役											110
飲食店雇人											二
行商											三
其他ノ商業											一
通信従事員											六
運送業											七
書生給仕											八
番人小使											一
合計	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	102

年齢別	性別		求人	求職者	年齢別	性別		求人	求職者
	男	女				男	女		
十二歳未満	1	1	1	1	十二歳以上	1	1	1	1
十三歳以上	4	3	7	2	十四歳以上	9	5	14	7
十五歳以上	10	7	17	4	十六歳以上	16	10	26	14
十八歳以上	17	11	28	9	二十歳以上	26	16	42	23
二十五歳以上	22	13	35	13	三十歳以上	36	21	57	33
四十歳以上	19	11	30	8	五十歳以上	26	13	39	16
合計	68	41	109	35					

求人と求職者の年齢比較

職業別	合計	教員	配達人	事務員	戸内雑役	小使	給仕	子守
合計	3			2	2	3	2	
教員		2						
配達人			2					
事務員				2				
戸内雑役					2			
小使						3		
給仕							2	
子守								1

就職者給料調 (女子)

職業別	日給者数		月給者数		合計人員
	一圓未満	二圓未満	五圓未満	五圓以上	
紡織	2		1	1	2
製紙	5				5
雑工業	5				5
店員				1	1
運送業	1				1
女中	1				1
合計	13		2	2	17

職業別	日給者数		月給者数		合計人員
	一圓未満	二圓未満	五圓未満	五圓以上	
其他ノ雑業			1		1
娯楽場雇人				1	1
配達人					
外交員		5			5
事務員		3			3
戸内使用人				2	2
合計	2	3	2	3	10

求人者の希望する年齢と求職者の年齢は二十歳を境として全く正反對の比率を示せり。需給の數に於て見れば相當のバランスあるが如きも第一に年齢の點に於てかくの如く距離あるため眞實雇備條件範圍に入るべき部分は甚だ僅少なるを知るべし、分業の發達機械の進歩運搬交通の便加ふるに従つて成年労働者より少年労働者へ男子労働者より婦人労働者へ勞力需要が移りゆく趨勢はいかんともする能はざる所なり従つて求職者(失業者)として紹介所に現はるゝものが二十歳以上の成年男子に多きも當に然るべきことなり、此表中二十歳以上の求人著しく多きは人夫等の求人をも多く含めるによる。

求職者原籍地

府縣別	府縣別		計	府縣別		計	府縣別		計
	男	女		男	女		男	女	
北海道	三	三	六	四	四	八	六	一四	
東京	三	六	九	二	二	四	一	五	
大阪	五	三	八	六	四	一〇	三	一三	
神奈川	二	二	四	六	一	七	一	八	
兵庫	二	三	五	一	七	八	一	九	
長崎	二	二	四	五	一	六	三	九	
新潟	一〇八	一〇	一二八	一〇	一	一一	三	一四	
愛知	三	三	六	五	二	七	六	一三	
岐阜	二	三	五	六	六	一二	一	一三	
茨城	三	三	六	六	四	一〇	三	一三	
千葉	三	三	六	四	二	六	一	七	
群馬	三	三	六	二	二	四	一	五	
埼玉	三	三	六	二	二	四	一	五	
廣島	二	二	四	二	一	三	一	四	
山口	二	二	四	二	一	三	一	四	
徳島	二	二	四	二	二	四	一	五	
和歌山	二	二	四	二	二	四	一	五	
香川	二	二	四	二	二	四	一	五	
愛媛	二	二	四	二	二	四	一	五	
高知	二	二	四	二	二	四	一	五	
福岡	二	二	四	二	二	四	一	五	
大分	二	二	四	二	二	四	一	五	
佐賀	二	二	四	二	二	四	一	五	
熊本	二	二	四	二	二	四	一	五	
宮崎	二	二	四	二	二	四	一	五	
鹿兒島	二	二	四	二	二	四	一	五	
沖縄	二	二	四	二	二	四	一	五	
臺灣	二	二	四	二	二	四	一	五	
朝鮮	二	二	四	二	二	四	一	五	
合計	一、三〇	一、三〇	二、六〇	一、三〇	一、三〇	二、六〇	一、三〇	二、六〇	

求職者の原籍府縣別を見るに約七十%は新潟縣人にして其他の三十%は一道三府三十九縣及朝鮮に亘りて散在するも其内多數なるものは福島、東京、北海道、富山、秋田、山形等なるを以て見るも勞力の移動が交通機關と密接なる關係を有することを窺ふに足る。

縣内求職者原籍地郡市別

郡市別	郡市別		計	郡市別		計
	男	女		男	女	
新潟市	110	101	211	133	78	211
高田市	13	6	19	10	9	19
長岡市	101	101	202	133	69	202
北蒲原郡	19	6	25	10	15	25
合計	243	214	457	286	171	457

中蒲原郡	一八四	三三	二〇七	西蒲原郡	二二	二六
南蒲原郡	三八	五	三	東蒲原郡	八	八
三島郡	三三	三	二六	古志郡	二〇	二
北魚沼郡	三三	一	三	南魚沼郡	三	一
中魚沼郡	三	二	五	刈羽郡	八	二
東頸城郡	一	一	二	中頸城郡	一〇	一
西頸城郡	五	一	六	岩船郡	三	三
佐渡郡	九四	九	一三	合計	一〇一八	一〇
						一一九

新潟縣人の原籍郡市別を見るに四百二十二人の新潟市を筆頭とし、次で中蒲原、北蒲原、西蒲原の隣接地が最も多数なるは、かに新潟市が年々隣接町村の人々を包容しつつ、膨脹發展しつつあるかを雄辯に物語るものといふべし。新潟市を除く他郡市の人々が直接求職のために來所したるものは極めて少数にして現住所よりいへば大體に於て新潟に在住する者なり。郡部より書信を以て求職せるものも數百に上るに之等は凡て茲に省きたり。

求職者教育程度

種別	男	女	計	種別	男	女	計
高等學校、專門學校、同程度學校卒業以上	一三	一	一三	同上學校中途退學	一七	一	一八

中學校、高等女學校卒業	五五	三五	九〇	同上學校中途退學	四七	五	五二
中等程度學校卒業	七二	三〇	一〇二	同上學校中途退學	三五	四	三九
高等小學校、同程度學校卒業	六二九	五二	六八一	同上學校中途退學	二九	三	三二
尋常小學校卒業、同程度	三八五	六四	四四九	同上學校中途退學	四二	七	四九
多少文字ヲ解スルモノ	一一	五	一六	文字ヲ解セザルモノ	一五	五	二〇
計	一、三五〇	二二一	一、五六一				

求職者の約八十%弱が小學校卒業程度及それ以下の者なるは、曾に新潟市に止らず、全國の職業紹介所を通じての現象なるを以て見るも、小學校を卒業若しくは半途にして社會の渦中に投せらるるものために職業的指導の必要なるを痛感せざるを得ず。年別より見れば二十歳より二十五歳迄教育程度にありては小學校卒業程度の者がとにかく失業者として労働市場にパンの途を求めて群るといふ事實は凡ゆる方面より見て識者の考慮せざる可からざる點なりとす。

戸主關係調

種別	男	女	計	種別	男	女	計
戶主	四〇	六	四六	長	二七	三〇	五七
次男	一五	二	一七	次女	一〇	一六	二六
四男	二	三	五	四女	一	一	二

職の状態にある者は極めて少なく大抵は自ら求めて一時的の仕事に従事しつゝ更に安定すべき職業を求むるために登録を申込みめる者なり。茲に現はしたる期間は失業當日より求職申込を爲したる日までを計算したるものなれば其後就職の機を得ざるものは尙失業の状態を續けつゝあるものとす。

聯絡事務に

産業の組織が複雑且膨大し交通機關が発達するにつれて勞力需給の範圍も従つて擴大されるので、職業紹介所間の聯絡といふことが次第に重要になつて來るわけであるが、從來各紹介所が思ひ／＼の方法を以て臨機の處置をしてゐたが、かゝることでは到底時代に適應すべくもないので政府に於ては大正十三年十一月二十七日職業紹介所施行規則を改正し詳細に各職業紹介所間の聯絡方法を定めた。

當所は初め直接東京地方事務局に聯絡してゐたが大正十四年四月高田市職業紹介所が開設されたので五月四日付施行規則第十二條による新潟縣内指定聯絡職業紹介所たるべく命令されたので五月十五日高田市職業紹介所員矢澤宏氏の來所を求め聯絡事務に就ての打合せを當所に開催して左の申合せを爲した

申合せ事項

- 一、施行規則第十三條を恪守し聯絡上遺憾なき様實蹟を擧ぐることを。
- 二、求人聯絡日報に依り求職者を紹介せんとするときは豫め原發紹介所又は直接求人者に問合の後紹介を爲すこと。
- 三、求人票及求職票の副本は可成精密に條件記入の上發行し取扱上過誤なきを期すべきこと。

四、縣内の聯絡に就ては法規に抵觸せざる範圍に於て特に便宜の方法を講ずること。
聯絡事務開始後聯絡日報に登載したる數は左の通りである。

大正十五年自五月至十二月職業紹介聯絡取扱成績調

職業紹介所名	求人		求人	紹介狀交付數		就職者數		求職者數		紹介狀交付數		就職者數	
	男	女		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
新潟	二八七	三三	三二〇	三三	二六	五九	五	六	一一				
高田	七	三	一〇	三	一	四	二	二					

此の聯絡はたゞ事務上の報告交換ではなく、主眼とする所は遠距離の兩地方間に實際上の勞力移動を行ふことにあるは勿論であるが、之が實行には様々な複雑な事情が伴ふため其成果を收むることは却々に至難であるが將來どうしてもこの需給の聯絡は益々圓滑敏速にならねば職業紹介事業が産業の上には有効な働らきをすることが出來ないものである故、尙過渡期上ある今日に於ても様々の矛盾困難を忍んで訓練と研究を積むことが大切であると思ふ。

聯絡指定寫

發業第七號

大正十四年五月四日

遊佐東京地方職業紹介事務局長

荒瀬新潟縣社會事業協會職業紹介所長殿

聯絡職業紹介所指定ノ件通知

職業紹介法施行規則第十二條ニ依リ貴縣内職業紹介所相互ノ聯絡事務ヲ掌ルヘク貴職業紹介所ヲ指定シ候ニ就テハ直ニ諸般準備ヲ整ヘ聯絡上萬遺憾ナキヲ期セラレ度及御通知候
追テ右指令ハ社會事業協會長宛送付致シ置キ候ニ付爲念申添候

副業講習

副業乃至内職の奨励普及といふことは、それが本業本職の賃銀に影響を及ぼさず、家庭生活の秩序を破壊せざる限りに於て是認すべきである。乍併我が國にて副業を求むる大多數の中流乃至中流以下の家庭にありては、育兒、家政等主婦の仕事は手一杯であつて、副業に従ふことは、好ましい結果を其の家庭に齎さぬ状態にあるといつてよい。乍併一面家庭生活の秩序圓滿を犠牲にするも尙ほ且つ副業を奨励

しなければならぬ現状にあるものが多數あることも否み難い事實である。

職業紹介所は防貧事業として重大なる使命をもつものであるが、現在の情況では未だ成年男子の職業補導を爲して職業轉換の困難を救ふまでに到らない。そこでその段階として先づ家庭婦人の閑暇を善用して之を生産化することは極めて有効なものであるから別項社會事業協會事業の項に詳述せられたる如く各種の工藝講習會を開催し、新潟市内にありては専ら職業紹介所が之を營んだのであるが一般の歡迎は豫想以上のものであつた、詳細は別項につき参照せられたい。

人事相談

當所では特に人事相談を表明してはゐないが、職業紹介所に訪れる求職者の中には逆境の人、困憊の人、或は又前途の方針について迷ひ、家庭の事情に悩み、又は單純なる理想を抱いて、將來を夢みつゝある人々も少なくない。これら一人々々に應接して、深く内情を知つて見るとどうしても唯單に職業さへ紹介すればよいといふ譯にはゆかず、勢ひいろ／＼な身の上の問題について日々教へつ教へられつしてゐるのであるが、人生の行路に行き悩む旅人のよき伴侶となることの容易でないことを知ると共に誠に「人はパンのみにて生くる者に非らざる」ことを痛切に感ずる次第である。將來複雑した人事上の問題殊に精神上の方面のことは特殊の悟道信仰によらざる限り表面的の相談は勞多くして効少なきやうに思はれるが、法律上の問題や戸籍、兵事其他の手續上の相談は一々具體的に教導し、解決することに容易であり且一般に要望されてゐることゝ法律相談部を併置したいと考へてゐる。

無料宿泊所との聯絡

數多い求職者の中には之れといふ確かな目當もなく、漫然と、來港するものや、色々の事情のため、知らぬ旅路の途方に暮れた人達に職業を世話するに當つて、差當り其の日のパンを與へて宿泊させる方法がないため、取扱上甚だ困難を感じてゐたが、幸ひ本所に程近い所に曇華教團無料宿泊所が設けられこれらの人々のために門戸を開かれたので紹介所に取つても、求職者に取つても非常に便利であつた。爾來宿泊を依頼したものは左の通りである。

宿泊延數 二〇泊 人員 一三名

職業紹介所宣傳雜誌

宣傳なるかな、宣傳なるかな、凡て宣傳の世の中である。職業紹介所は、慈善家の隱徳でなく、全く社會公共の機關であるから大いに之を宣傳して、一般に利用させることは、最も大切な事である。それに對して誤られたる思想を打破し、何人も喜び進んで勤勞するの美風を鼓吹することは、職業紹介所の重大なる使命の一つである。

乃で機會ある毎に之れが宣傳に努めつゝあるが、凡そ宣傳方法のうち新聞記事ほど廣く力強いものはない。此の點に就いて記者諸氏の援助により殆んど日々の紙上に各方面より職業紹介所に關する記事を見ることは實に感謝する次第である。同時に所員は日々市の内外に亘り、需要家を歴訪して、極力求人開拓と、事業の趣旨普及に努力してゐるのであるが、特に集團的に宣傳したものを略記すれば左の通り

である。

- 十月 四日 各官公衛、社會事業團體を歴訪して事業の主旨を述べ。
- 同 八日 新潟縣内及東京、大阪、岐阜、愛知、兵庫の各府縣其の他各地の主要なる工場に職業紹介案内を送付す。
- 同 十一日 縣下各市町村長、警察署にも同じく配付宣傳す。
- 同 十六日 全國公設職業紹介所にも同じく配付、宣傳方を依頼す。
- 十二月 八日 北魚沼、西頸城の各女工保護組合に、宣傳ビラを配付す。
- 同 十四日 社會事業協會々員全部にも職業紹介案内を配付す。
- 同 十六日 開所式に際し、小原會長、佐藤副會長、紹介所長事業の趣旨を各新聞紙に掲載す。
- 同 十九日 第一回毛絲編物講習會開催に際し、會員に宣傳す。十三日閉會に際して亦然り。
- 同 十九日 富士瓦斯紡績程ヶ谷工場を訪問して利用方依頼す。
- 同 十九日 第二回講習會に於て會員に宣傳す。
- 同 十九日 名古屋紡績新潟工場訪問利用方依頼す。
- 同 十九日 第三回編物講習會開會前同様宣傳す。
- 一月 十九日 佐渡相川、三菱佐渡鑛山訪問事業の要旨を説明利用方依頼す。
- 一月 廿三日 佐渡新穂村佛教護國會訪問宣傳ビラを配布す。
- 一月 廿四日 同兩津町長に依頼し同町に宣傳ビラを配付す。
- 同 二十五日

二月十二日

本年小學校卒業兒童のため、職業紹介を計畫し新聞に發表宣傳す。

同 十三日

前項に付長岡、高田、北、西、中、南蒲原郡三百餘校に兒童求職票及び宣傳ビラを配付す。

同 十五日より二十日迄

勤儉強調週間に當り左記各地に於て、職業紹介宣傳用映畫「輝の途」全三卷の活動寫眞を映寫し、職業紹介事業に關する講演をなす各地とも、町村長、學校長青年團、其の他有志者を始め老若男女一千五百餘名の聴衆あり、多大の印象を與へ得たり。

同 十五日

岩船郡岩船町

同 十六日

北蒲原郡中條町

同 十七日

西蒲原郡赤塚町

同 十八日

刈羽郡安田村

同 十九日

高田市

同 廿日

中頸城郡新井町

同 二十四日

縣下工場にして五十名以上の職工を使用せる向に職業紹介案内を送り利用方を依頼す。

三月九日より十二日迄、左記各地の主要工場、商店を歴訪、事業の趣旨宣傳求人開拓に努む。
同 九日 長岡市

同 十日

同 市

同 十一日

加茂町、新津町

同 十二日

新發田町、村上町

四月二十二日

ポスターを左記町村の町村役場及警察署に送付し掲揚を依頼す

北蒲原郡内 新發田、中條、葛塚、水原

中蒲原郡内 新津、龜田、村松、五泉、小須戸、白根

西蒲原郡内 燕、卷、地藏堂

南蒲原郡内 三條、見附、加茂

東蒲原郡内 津川

三島郡内 出雲崎、寺泊、與板、來迎寺、片貝

古志郡内 栃尾、六日町、十日町

北魚沼郡内 小出、小千谷

南魚沼郡内 六日町、鹽澤

中魚沼郡内 十日町

刈羽郡内 柏崎、高濱、石地、宮川

東頸城郡内 安塚

中頸城郡内 新井、直江津

西頸城郡内 糸魚川、能生、名立
 岩船郡内 岩船、瀬波、村上
 佐渡郡内 兩津、澤根、小木、河原田、新穂、相川
 長岡市、高田市
 同 二十四日 同じくポスターを左記各驛の待合室に掲揚す。
 信越線 新潟、新津、三條、見附、長岡、來迎寺、柏崎、田口
 羽越線 水原、新發田、中條、村上
 磐越線 五泉、津川
 魚沼線 片貝、小千谷
 上越線 東小千谷、小出、六日町、鹽澤
 越後鐵道 出雲崎、大河津、西吉田、彌彦、赤塚、白山、柏崎
 栃尾鐵道 栃尾
 同 三十日 同じくポスターを新潟市内の湯屋及理髮店約三百戸に配付掲揚す。
 七月十六日 掲示板を市内の要所に十五基建設す。
 同 二十日 長岡市内の主要工場商店を歴訪宣傳。
 九月十七日 六日町小學校児童及洋服裁縫講習會員にピラ配付の上宣傳す。
 同 二十二日 新發田町の主なる商店、工場に同様宣傳。

十月十六日 市内の主なる商工業者は八百八十戸に求人依頼狀發送。
 同 二十四日 副會長より縣内官公署、學校等百三十三ヶ所に利用方獎勵狀發送。

公文書收受

一般職業紹介事務に關するもの

年月日	局所名	要	件
大正十三年十一月二十五日	東地局	不實ノ申込ヲ爲ス求人求職者ニ關スル件	
十一月十八日	中央局	職業紹介ニ對シ不實ノ申込ヲ爲ス求人求職者ニ關スル件通牒	
十一月二十六日	同	職業紹介事務打合せノ件	
大正十四年一月十六日	東地局	和泉紡績株式會社ヨリ求人申込ニ關スル件	
大正十三年十二月八日	同	旬報々告ノ件	
十二月九日	同	就職者旅行汽車汽船賃割引証改正ノ件	
十二月十五日	同	職業紹介法施行規則改正ニ關スル件通牒	

十二月十六日	同		改正職業紹介法施行規則實施ニ關スル件通牒
十二月二十三日	同		旬報月報季報記載心得並職業分類送付ノ件
十二月二十四日	中央局		職業紹介ニ關スル事務ニ用ユル電信用語符號別冊ノ通り定メ 大正十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
十二月二十五日	東地局		職業紹介統計係必携送付ノ件
十二月二十五日	同		旬報其他報告用紙配付ノ件
十二月二十六日	同		求人票求職票ニ關スル件
十二月二十七日	同		聯絡通牒ニ關スル件
十二月二十七日	同		汽車汽船賃金割引証受拂報告ニ關スル件
十二月八日	同		就職者汽車汽船賃金割引証ニ關スル件
大正十四年 一月十日	同		求人票求職票並紹介日計簿様式送付ニ關スル件
一月十五日	同		河川港灣土木工事勞務者調査送付ノ件
一月十九日	同		自由勞働者ニ關スル件
一月二十七日	同		職業紹介日計簿印刷ニ關スル件
二月三日	同		活動寫眞フィルム使用ニ關スル件

二月三日	同		不正求職者ニ關スル件
二月四日	同		勞働者勞銀調送付ノ件
二月七日	同		附帶事業ニ關スル件
二月四日	同		小學校卒業生ノ就職斡旋ニ關スル件
二月二十日	同		市町村職業紹介委員規程例ノ件
二月二十日	同		事業主調査及求人開拓ニ關スル件
二月二十一日	同		參考資料送付ノ件
三月三日	同		家庭内職並道府縣外各職業紹介成績報告ニ關スル件
大正十二年 五月四日	同		家庭職業(内職)及移殖民ノ紹介並家庭職業指導講習會ニ關スル件
七月十六日	同		道府縣外職業紹介報告ニ關スル件
大正十四年 三月十一日	同		參考資料ニ關スル件
三月十七日	同		鮮人勞働者調査送付ノ件
三月十八日	同		就職者汽車汽船賃金割引証改正ノ件
三月二十四日	同		勞働者移動ニ關スル件

三月二十七日	同	職業紹介所經費豫算照會ノ件
四月一日	同	職業紹介所員調査ニ關スル件
四月八日	同	職業紹介所職員調査表用紙追送ノ件
四月二十一日	同	職業紹介成績表送付ノ件
五月十九日	同	電話番号報告ノ件
五月二十二日	同	社會課關係職員調査ノ件
五月二十二日	同	就職者旅費貸金割引証受拂ニ關スル件
五月二十三日	同	土木労働者調査書送付ノ件
五月三十日	同	職業紹介所便覽送付ノ件
六月九日	同	職業紹介法施行規則第十二條聯絡事務ニ要スル經費ノ件照會
六月十二日	同	報告用紙送付ノ件
六月十九日	同	就職者旅客運賃割引証取扱方ニ關スル件
六月二十二日	同	電話番号通知方ノ件
六月二十二日	同	職員異動ノ場合通知方ノ件

六月三十日	同	大正十三年度職業紹介經費決算並大正十四年度豫算ノ件照會
七月一日	同	職業紹介兼務者調査ニ關スル件
七月七日	同	職業紹介成績印刷物送付ノ件
七月二十一日	同	活動寫真フィルム貸與方ニ關スル件
七月八日	同	鯨漁労働者ノ紹介ニ關スル件
六月三十日	中央局	北海道鯨漁業労働者紹介ニ關スル件通牒
大正十三年十一月十五日	社會局長官	北海道鯨漁業労働者紹介ニ關スル件通牒
大正十四年七月八日	東地局	鯨漁業労働者ノ紹介ニ關スル件
八月十九日	同	河川港灣土木事業労働者調査送付ノ件
九月八日	同	事務視察ノ件通知
九月十一日	同	職業紹介所一覽表送付ノ件
九月二十二日	同	就職者旅客運賃割引証交付ニ關スル件
九月二十四日	同	河川港土木工事労働者調査參考送付ノ件
九月二十九日	同	職業紹介所職員調査ノ件

十月十四日	同	職業紹介月報並日傭労働紹介旬報備考欄ニ關スル件
十月二十日	同	職業紹介報告ニ關スル件
十月六日	同	職業紹介事務打合ニ關スル件
九月三十日	同	小學校卒業兒童職業紹介取扱成績調査ニ關スル件
十月五日	同	職業紹介所平面圖竝寫真送附方ノ件
十二月三日	同	平面圖竝寫真送付方ノ件
十二月二十一日	同	十二月中旬報々告ニ關スル件
大正十五年 一月十九日	同	事業主調査票送付ノ件
一月二十二日	同	參考資料送付ノ件
一月二十日	同	職業紹介事務打合ニ關スル件
聯絡事務に關するもの		
大正十三年 十月八日	東地局	北海道自作農移住者獎勵ニ關スル件
十月二十七日	同	北海道移住者紹介方ノ件

大正十四年 十月一日	同	北海道移住者及炭抗夫ニ關スル件
大正十三年 十月十五日	同	紡織女工手大口求人口ニ關スル件
十月十五日	同	紡織女工需要ニ就キ供給調査ニ關スル件照會
十一月二十九日	同	隣縣職業紹介所事務打合會開催ノ件
十二月二十五日	同	木綿織熟練工ニ關スル件
十二月八日	同	保土ヶ谷富士紡績會社男工採用ノ件回答
十二月十一日	同	聯絡手續ニ關スル件通牒
二月二十二日	同	職業紹介聯絡取扱成績調ニ關スル件通牒
大正十四年 二月四日	同	聯絡取扱成績ニ關スル件回答
二月四日	同	職業紹介聯絡取扱成績調査報告ニ關スル件
大正十三年 十二月二十六日	同	求人票副本作成ニ關スル件
十二月二十六日	同	聯絡事務實地ニ關スル參考ノ件
大正十四年 一月十五日	同	求人副本ニ關スル件
一月十五日	同	求人求職副本ニ關スル件

一月十五日	同	聯絡事務ニ關シ通報上注意ニ關スル件
一月十九日	同	求人聯絡日報記入方ニ關シ略號使用ノ件
二月五日	同	求人副本記載事項中「採用方法」欄記載方ニ關スル件
二月二十三日	同	出稼漁夫募集狀況調査ノ件
大正十三年十二月二十六日	同	整理通報ニ關スル件
大正十四年三月五日	同	求人聯絡日報ニ依ル紹介方法ニ關スル件
三月六日	同	開墾地移動紹介方ノ件
五月四日	同	聯絡職業紹介所指定ノ件通知
五月四日	同	聯絡職業紹介所指定ノ件通知
五月十二日	同	高千嶺山求人口ノ件
五月二十三日	同	大日本炭礦株式會社求人申込ノ件
五月二十三日	同	求人申込ノ件
八月十八日	同	大日本炭礦株式會社求人ノ件
九月五日	同	大日本炭礦視察概況送付ノ件

大正十三年十一月二十四日	同	行政整理離職者就職斡旋ノ件
大正十四年二月十六日	同	行政整理ニ因ル離職者中雇員以下ニ對スル職業紹介ニ關スル件
三月十九日	同	行政整理ニ因ル離職求職者中雇員以下ニ對スル職業紹介ニ關スル件
四月一日	同	行政整理ニ因ル離職者求職申込ニ關スル件
八月十八日	同	行政整理ニ因ル離職者中判任官以上ニ對スル就職斡旋方ノ件
八月十八日	同	行政整理ニ因ル離職者職業紹介ニ關スル件

附

錄

Table 1
Data for the first section of the report.

Table 2
Data for the second section of the report.

Table 3
Data for the third section of the report.

Page 10

職業紹介法

(大正十年四月
法律第五十五號)

- 第一條 市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二條 市町村ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得
- 第三條 内務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ指定シ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコトヲ得
- 第四條 市町村職業紹介所ヲ設置スルトキハ市町村長之ヲ管理ス
- 第五條 市町村ニ非サル者職業紹介所ヲ設置セントスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ
- 第六條 本法ニ依ル職業紹介所ノ職業紹介ハ之ヲ無料トシ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス報償トシテ手数料其他ノ財物ヲ受クルコトヲ得ス
- 第七條 職業紹介所ノ事業ノ聯絡統一ヲ圖ル爲中央及地方ニ職業紹介事務局ヲ設ク内務大臣之ヲ監督ス
- 第八條 職業紹介事務局ノ管轄區域、組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第九條 職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ職業紹介委員會ヲ置ク内務大臣之ヲ監督ス職業紹介委員會ノ組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十條 市町村ノ設置スル職業紹介所ニ關スル經費ハ市町村ノ負擔トス
- 第十一條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所ニ關スル經費ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其支出額ノ二ノ一以內ヲ補助ス

第十一條 職業紹介所ノ設備及管理並ニ職業紹介所ノ職業ノ聯絡統一ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 職業紹介事業ハ内務大臣及職業紹介事務局ノ長之ヲ監督ス

第十三條 監督官廳ハ職業紹介事業ノ監督上必要ナル場合ニ於テハ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ業務又ハ會計ヲ檢閲スルコトヲ得

第十四條 有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ニ關シテハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市町村制ヲ施行セルサ地ニアリテハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第七條及第十二條ノ規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ第七條及第十二條ノ規定ヲ他ノ規定ヨリ後ニ施行スル場合ニ於テハ其ノ施行ニ至ル迄ノ間職業紹介事業ノ監督ハ内務大臣、地方長官及郡長之ヲ行フ

本法施行ノ際現ニ存スル職業紹介所ニシテ市町村ノ經營ニ係ルモノハ本法ニ依リ設置シタルモノト看做ス其ノ市町村ニ非サルモノ、經營ニ係ル無料職業紹介所ニ付テハ勅令ニ定ムル期間内ニ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

職業紹介法施行期日ノ件

(大正十年六月勅令第二百九十一號)

職業紹介法第七條及第十二條ノ規定ヲ除ク外大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介法ノ一部施行期日ノ件

(大正十二年三月勅令第百六號)

職業紹介法第七條及第十二條ノ規定ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介法施行令

(大正十年六月勅令第二百九十二號)
(改正大正十二年三月勅令第百八號)

第一條 職業紹介法第三條ノ規定ニ依リ内務大臣ニ於テ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコトヲ得ヘキ市町村左ノ如シ

一、市
二、人口三萬以上ノ町村又ハ人口三萬ニ滿タスト雖内務大臣ニ於テ特ニ職業紹介所ノ設置ヲ必要ト認ムル町村

第二條 職業紹介法第十條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ左ノ區別ニ依リ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス但シ寄附金其他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

- 一、職業紹介所建築費之ニ伴フ初度調辨費二分ノ一
- 二、其他ノ諸費六分ノ一
- 第三條 市町村ハ其ノ經營ニ係ル職業紹介所カ職業ヲ紹介スルモノニ對シ其ノ者ノ現在地ヨリ就職地ニ到ル旅費ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得
- 第四條 職業紹介法ニ規定シタル行政官廳ノ職權ハ地方職業紹介事務局長之ヲ行フ
- 第五條 本令中市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニアリテハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本令ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介法附則第三項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クヘキ期間ハ本令施行ノ日ヨリ六ヶ月トス

現 在 役 員

會 長	三 松 武 夫	新 潟 縣 知 事
副 會 長	原 田 維 織	新 潟 縣 內 務 部 長
幹 事 長	朝 比 奈 策 太 郎	新 潟 縣 社 會 課 長
幹 事	桑 原 清 起	新 潟 縣 社 會 主 事
同	片 桐 佐 太 郎	同
同	富 山 虎 三 郎	新 潟 育 兒 院 長
同	桐 生 熊 藏	實 業 家
書 記	今 井 忠 造	新 潟 縣 屬
同	小 熊 源 治 郎	同
同	小 竹 治 郎 八	新 潟 縣 書 記
同	荒 瀬 直 輔	職 業 紹 介 所 長
同	高 木 正 德	職 業 紹 介 所 勤 務
雇	宅 島 夕 カ	同
囑 託	富 高 憲 晃	中 野 財 團 囑 託
養 老 院 理 事	小 林 門 平	

編輯委員會

編輯	朝比奈策太郎
發行人	新潟縣社會事業協會
印刷所	旭櫻舎印刷所
印刷人	佐藤富五郎
右代表者	朝比奈策太郎
新潟縣社會課內	
新潟縣社會事業協會	
新潟市學校町三番町	
新潟市西堀通四番町(寺裏)	
旭櫻舎印刷所	
電話一五二四番	

大正十五年三月二十二日印刷
大正十五年三月二十五日發行

【非賣品】

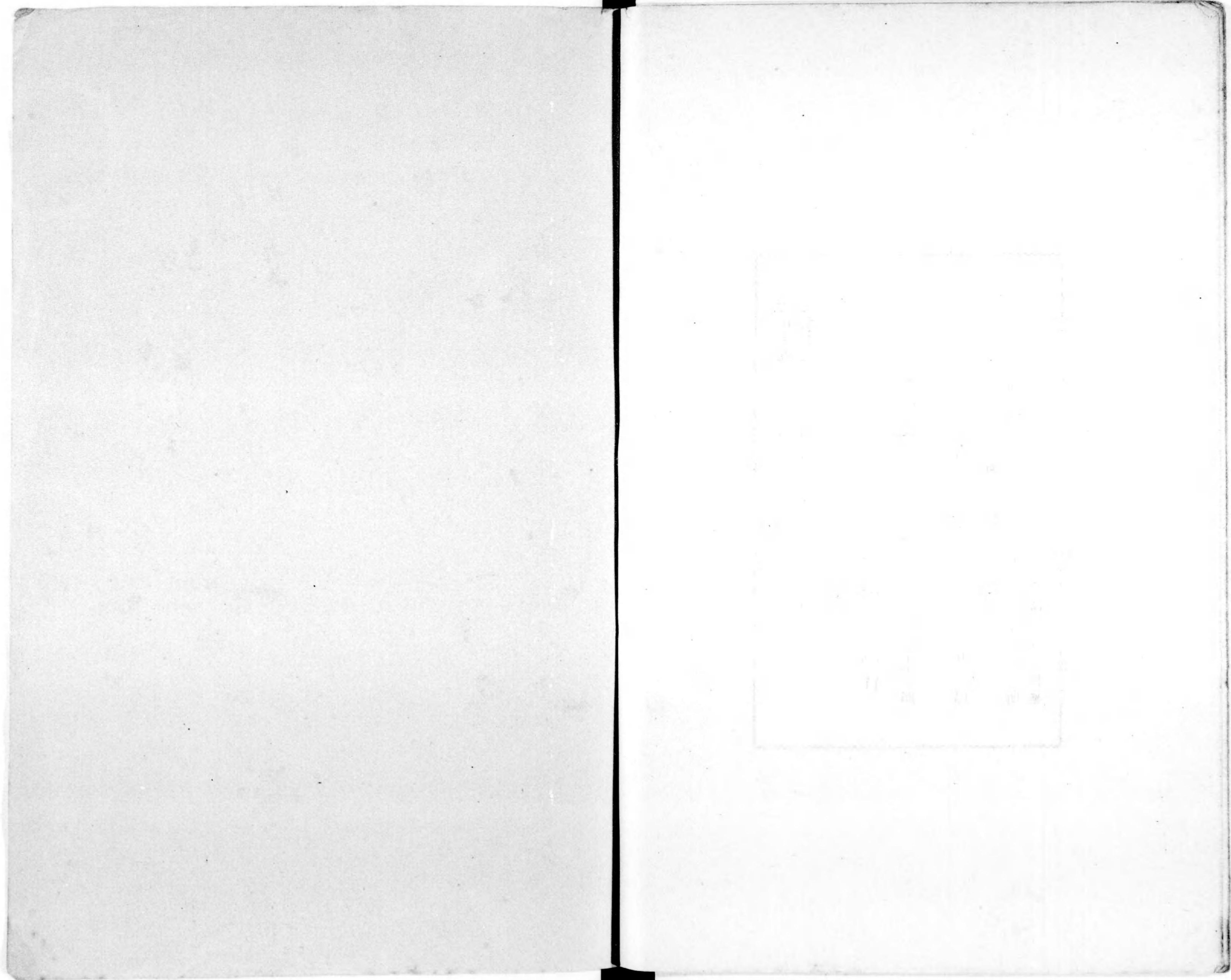
編輯兼發行人 新潟縣社會課內
新潟縣社會事業協會

右代表者 朝比奈策太郎

印刷人 新潟市學校町三番町 佐藤富五郎

印刷所 新潟市西堀通四番町(寺裏) 旭櫻舎印刷所

電話一五二四番



2 28
28 67
28

終

4